

第六十三回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十一号

昭和四十五年四月七日(火曜日)
午後一時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春蔵君
理事 川上 為治君
近藤英一郎君
山本敏三郎君
竹田 現照君

委員 赤間 文三君
井川 伊平君
平泉 涉君
八木 一郎君
阿具根 登君
大矢 正君
小柳 勇君
林 虎雄君
矢追 秀彦君
田淵 哲也君
須藤 五郎君

国務大臣 通商産業大臣 宮澤 喜一君

政府委員 通商産業大臣官 房長 高橋 淑郎君
通商産業省重工 業局長 赤澤 璋一君
通商産業省化学 工業局長 山下 英明君
通商産業省鉱山 石炭局長 本田 早苗君
通商産業省公益 事業局長 馬場 一也君
中小企業庁長官 吉光 久君

事務局側

説明員

常任委員会専門 員 菊地 拓君
通商産業省重工 業局機械保険課 長 海老原武邦君

本日の会議に付した案件

○ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

ガス事業法の一部の改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○阿具根登君 質問が飛び飛びになって恐縮ですが、この前一応質問申し上げました「みなす」一般ガス事業につきまして、本体の導管を接続させる法的な手段あるいは期限内に接続しなかつた場合の処置は、一体どう考えておられるか、この問題からお聞きしていきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府委員から申し上げます。

○政府委員(馬場一也君) 「みなす」一般ガス事業と申しますのは、この前も御答弁申し上げましたように、いわゆる過渡的な制度と申しますか、本来都市ガス事業は、その供給区域の中で都市ガス方式による導管供給というのが本来の姿でございますけれども、かなり飛び離れたところに新しい団地等ができてきて、一度にそこまでまいるというときに、とりあえずそこで発生いたします需要にこたえますために、いわゆる簡易ガス事業形式による供給を行なっております。ただ

し、これは未来永劫にそれでよろしいというものではなくて、必ず近き将来にそこに本体を接続して、本来の都市ガス供給方式の形式に切りかえる、こういう趣旨で認める筋合いのものでございまして。したがって、それを認めました場合に、供給計画に近き将来にという場合に、その時期までに本体供給の接続がございせん場合には、改正されましたガス事業法によりまして、それを実施いたしますようにいろいろ勧告をいたしましたりする制度がございまして、所定の時期までに本体導管供給を行なわせるように、法律を利用いたしまして強力な行政指導をしてまいりたい、かように考えております。

○阿具根登君 強力な行政指導をやってもできなかった場合はどういう処置をするかというのを私は聞いておいたわけなんです。

大臣にお尋ねいたしますが、こういう場合、三年以内、こういうような期限を切っておられるということは、簡易ガス事業者にとっては非常にこれは大きな痛手であろうと思う。直ちに本管接続せいとみんなに言うのはこれは無理かもしれない。しかし三年間といえれば相当な日数で、三年間一般ガス事業者が簡易ガスを使って「みなす」業者としてやっていくのは、これはいかにがなもので、こういう考え方はなんですか。だから一般中小企業者の要望の中にも、せめて一年にしてくれないか、即座に接続ということは無理かもしれない、しかし、せめて一年にしてくれないか、こういう非常に強い要望があるわけなんです。それを三年にされた根拠、あるいは三年間も一般ガス事業が簡易ガスを使ってそうしてこれを「みなす」業者としなければならぬという理由は一体どこにあるか、これは大臣の答弁でもいいでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 「みなす」ガス事業というのを、御承知のような理由により設けたわけ

でございますから、これはもう一種の暫定的なものであるというのが本来でございます。そこで、三年というところを行政上考えておりますけれども、客観的に考えまして、その三年を必要としないうちに、努力を怠っておる形跡でもございませう。三年まで待つことは確かにございせん。そういう場合には、もっと行政上それを早めていく、そうでなければ、もう「みなす」ガス事業としての存在は許さないというところは、やっていきたいと考えております。結局、阿具根委員おっしゃいましたように、どの程度が期待可能かということになるわけでございまして、その土地の事情によってもあるいは異なるかもしれない。で、三年を上限として、できれば行政の上でもっとそれを縮めていくように努力いたしたいと思っております。

○阿具根登君 かりに一応目安を三年ときめた。私どもは、三年間というのは、相当な長い時期だと思ふ。先般のだからの間でも言われておったように、たとえばとんでもない先のほうに許可して、前のほうは許可されておらない、一般ガスと一般ガスのまん中に簡易ガスが幾つもできておる、こういうような状態もできてくると思うんです。だから三年間というのは長過ぎはしないかと言ふんです。いまも大臣の答弁では、三年間たつても本管接続ができなかつた場合は、これは切り離す、これは一般ガスと認めない、「みなす」ガスとしなさい、こういうことなんですか。

○政府委員(馬場一也君) 本体導管が計画上接続することによって過渡的に認めるわけでございまして、所定の時期までにそれができませぬ場合、それに対してしかるべき理由がないのに接続ができないという場合には、つまりその供給区域に対してその都市ガス事業者は本来の供給責任を果たすことができないというような実態であろう

かと思ひますので、むしろその「みなす」一般を取り消しますと申しますよりは、その分につきまして、いわゆるその都市ガスの供給区域を削減をするというふうなことが最後の手段としてできるかと存じております。その前に、先ほど申しましたように接続できません場合には、供給計画に出しておりますので、その実施を勧告するということをもちろん強力にやるわけでございますが、それでも理由がないのにできないというときには、供給区域を削減するという手段があるわけでございます。

○阿貝貞堂君 このガス法案の考え方は、一般ガス事業というのは都市ガスであって、これは当然本管からつないでやるのが都市ガスの事業であるし、これを一般ガスと、こう認めておるのが基本精神でございますから、簡易ガス事業が、これが一般ガス事業にみなされるというそのものが私は少しおかしいと思うんです。だからこういう質問になるんですが、そういう可能性のない、あるいは三年間まるまるかかるんだとか、あるいは三年かかってこれはどうなるかわからぬ、あるいは二年以上はかかるだろう、こういうようなやつは、一般ガスとして、「みなす」ガスとして認めないようにしてもらいたい。なるべく早い将来、一年以内でも、これなら必ずこれは本管がつながれる、こういうような見通しのあるやつはいざ知らず、あるいはこれは三年もたつたら本管が引けるだろう、こういうようなかつこうで引かれることを、力のない業者は非常におそれておるわけなんです。私はこれは非常に中小企業の方々がおそれられておるのが正しいんじゃないだろうか、こう思うわけなんです。で、私は当初、先般申し上げましたように、こういうガス等の生命に危険を及ぼすようなものは、なるべくこれは政府なりあるいは自治体なりが責任を持ってやるべきものであると、こういう本論から立つてはおりますけれども、それが万やむを得ない場合には、その本管を通じるのが何年後になるかわからないのを、おそらく業者から申告されたならば、申請された

ならばその申請に沿って私は行なわれていくものだと思うんです。そこでまあ無理なことかもしれないですけど、資料を私通告しなかったからいいかもしれません、資料がまあ私が心配しておる東京都の都庁の範囲内で、この東京都の周辺にはたくさんさんの住宅ができてつづいてます。そういうものが、「みなす」一般ガスというのはどのくらいあるのか、そういうのがわかっておいたらひとつ知らしてもらいたい。どこの団地がいつごろでき上がるんだが、これに該当するやつはどれとどれだと、資料があったら教えてもらいます。

○政府委員(馬場一也君) ただいまの東京都下だけに限って見まして、いわゆる今度の改正法の「みなす」一般ガス事業、つまり都市ガス事業者が行なっておる簡易ガスに相当する部分が、東京都内にどのくらいあるかという数字は、いま手元に持っておりませんが、全国的に見まして、いわゆる全国の各都市ガス事業者の供給区域の中にございます七十戸以上の簡易ガス事業になる地点でございしますが、これがこの前からお答え申し上げましたように全国で六百七十五あるわけでございます。この中で供給区域内にございますものが四百八十九ございますけれども、この中で、いわゆるガス会社、都市ガス事業者自身がそういういわゆる今回の改正法で「みなす」一般に当たる事業をやっておるものが四百八十九の中で六十六地点でございます。それから都市ガスのいわゆる系列会社と申しますか、子会社がやっておるものが百三十八ございまして、残りの二百八十五がいわゆるその他のLP業者のやっておる事業というような区分けになっておるわけでございます。

○阿具根登君 これも先般どなたか質問しましたから、これは重複を避けて深く質問いたしません
が、そうした場合、このガス料金の問題ですね、
簡易ガスと一般ガスとガスのものが違うわけなん
です。そうしてこういう法律でもつくって一般ガ
スをどんどん伸ばしていく、「みなす」ガスとして
一般ガスの範囲を広げていけば、それだけ需要が
ふえてくるから、だから一般ガスは料金がうんと

安くになりますと、こういうことなんでしょうか。それとも七十戸から一千戸程度のところではこれは簡易ガスは高いと、税金の問題も含めて答弁してくださいます。そうすると、一体こうしてくれば都市ガスは安くなるのかどうか。何ほ広げていっても安くないのかどうか。簡易ガスを使ったら高いのかどうか。税金はどちらにも均等にかかっておるのかどうか。その問題、ひとつお示し願います。

○政府委員(馬場一也君) 順次お答え申し上げますが、都市ガスの供給区域内で都市ガス事業者は、いわゆる料金その他につきまして供給規程を認可されるわけですが、その場合に、ある供給区域内で、いわゆる一般の導管による供給

を行なっており、また、場合の供給規程、これはそのときの公正な原価に立脚いたしましたのであります。供給規程を認可いたします。それから供給区域内でございまして、その都市ガス事業者が、いわゆるある地点について「みなす」一般ガス事業をやっております場合の料金、その供給規程につきましては、その地点におけるいわゆる原価を計算をいたしまして認可を求める、こういう筋合いになりますので、いわゆる一つのガス事業者のエリアの中に一般導管供給と簡易ガスの供給と二つございまして、ときには、供給地点としては、その地点と全体のそれ以外の一一般区域と、別立てになろうかと思っております。その場合にどちらが高いかという問題でございしますが、これは簡易ガスの料金につきましては、これは都市ガスの事業者がやる場合でありましよう、一般のガス事業者がやる場合でありましよう、これは地点の数七十戸以上ということでございますから、おのずから七十戸以上どのくらいかということで原価が違ってまいりますので、一がいにそれ以外ガスの一般の料金とどちらが高いか低いかわからないと思っております。ただ、この前もお答え申し上げましたように、大体全国的な趨勢を申し上げますと、全国のいわゆる簡易ガス事業の平均の現状の料金は、大

体一立米当たり百二十円から百八十円というような範囲のところに分布をいたしております。それからおもな都市ガス事業者の現在の料金は、大體百二十円から百八十円の中むしろ低いほうのところに大體位置をしておりますので、一般的にはそういう關係に相なっております。

それからガス税の問題でございますが、これは簡易ガス事業につきましては、御承知のように LPG が原料でございますので、ガス税はかかっておりません。それから都市ガスにつきましては、これはガス税がかかっておるわけでございます。

○阿具根登君 そうすると、「みなす」ガスの場合は、一般ガスのほうにも税金はかからぬわけですね、LPGと同じように。

○政府委員(馬場一也) いわゆる独立の簡易ガス事業につきましては、ただいま申し上げましたように、原料がLPGでございますので、これはガス税がかかっておられないわけでございます。それから一般の都市ガス事業者が「みなす」一般の簡易ガス事業を行ないます場合にも、われわれといったしましては均衡の問題からいたしまして、同じLPGを原料とする簡易ガス事業でございまして、で、いわゆるガス税は取らない、こういう方向で、これはその都市ガス事業者が行ないます事業でありますことは間違いないでございんです、自治省との間に、この法律が通りましたら、若干なお話を詰めたいと考えておりますが、簡易ガス事業としては実態は同じでございますので、都市ガス事業者が行なう場合でもガス税は取らないという方向で自治省と話し合いを進めたい、かように考えております。

○奥具根登君 そうすると、先ほど質問しました三年の時限があるわけですが、三年間まるまる「みなす」ガスとして、この簡易ガスを使った場合には、これは税金がかからない、そうして一般ガスの関係上おそらくこれと均衡する料金を取られると思うのです。そうすると、何も急いで本管をつなぐ必要はないのです。本管をつなげば税金を取られる。つながなかったならば税金は取られない。そうなるならば、私が業者であったとするな

らば、おそらく急いでつながないでしよう。そういう弊害が起つてきませんか。だから同じ簡易ガスであっても、一般都市ガスとみなしたならば都市ガスと同様のことを考えるというのならばいいけれども、大企業の都市ガスがやるのに、簡易ガスで、もたらがLPGだから同じだとされるならば、三年まるまる本管をつながないほうがいい、こういう結論になりはしませんか。

○政府委員(馬場一也君) この問題は、いま先生のおっしゃいましたような考え方もあり得るかと思ひます。つまり、原料が普通の簡易ガス事業者と同じLPGでございますので、都市ガス事業者が、「みなす」一般として行なう場合でございますけれども、いわゆるガス税は取らない。そのほうが、本来ガス税というのがある感じがした税ではないという見地に立ちますと、むしろ都市ガスがやっておるのだから都市ガス並みにガス税を取るのだという議論ではなくて、LPG並みにその間はガス税は取らないのだという方向の議論のほうがある。われわれとしてはその議論も自治省とそういう立場に立つて話し合ひをいたしたい、かように考えておるわけでございます。それから、ただそういうことで、かりにガス税を取れないで「みなす」一般二年なり三年なりやつておりました、その後には今度は本来の都市ガス供給のグループに入りまして場合には、これは本来の都市ガスの料金エリア全体についてきまりました料金規程がそこにかぶさってくるわけでございますから、そのときに、価格に、その料金が税金の分だけどうなるかという問題は出てくるかとも思ひますけれども、そのときには、ただいま申しましたように、一般的には、都市ガスの平均料金と申しますのは、簡易ガスの平均料金よりは大体低目のところに位置をいたしておりますので、実際上は簡易ガスから都市ガスに切りかわります場合に、かりにガス税の問題がございまして、料金は上がらないということが一般ではなからうかと存じております。ただ、具体的なケースにつきましましては、本体に接続をいたしますときに、料

金の点でそういう問題がケース・バイ・ケースによつて出てくる場合があり得るわけでございますけれども、その場合におきましても、その地点における需用者の方々の御意見もひとつ十分伺ひまゐり、全体としての消費者の利便につながるような方法で措置をまいりたいと、かようにお答え申し上げます。

○阿具根登君 ガス税の問題は、大臣もおられますけれども、これは本会議でも総理大臣が答えておるわけなんです。このガス税というのは、これは悪税だ。だから、将来はガス税はとるのだ。こういうふうに答えてあるから、当然、ガス税取らぬのは、これはいいわけなんです。いいわけだけれども、ならば、その場合、このガスの料金というものは一般都市ガスと簡易ガスとは違ひますかと、こうなつてくるわけなんです。片方は税金がかからない。片方は税金がかかつておる。それからもう一つ。逆のようになりますけれども、私は、料金というものは下げるのがあたりまえだと思ひます。ところが、料金の下がったことがない、電気でもガスでも、多くなれば損するから、だれでもやるのはおらぬ。多くなるともうかるから、どんどんふやすわけなんです。しかし、ふやしたからといって、ちつとも料金が下がったことはない。電気もガスも一緒です。だから電気ガス税というのは悪法だということであつたわけなんです。だからその場合に、たとえこの簡易ガスを一般ガスとみなされた場合にも税金がかかつておらないのだから、この料金については一般ガスよりも下です。あるいは上です。こういう基準を持つておられるかどうか。ただ業者から言われたとおり許可されるかどうか。それを聞きたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) ガスについて料金が下がったことがないというところをおっしゃつておられますけれども、いまから四、五年前でございませうが、カラーを実際上げたことがございませう、御記憶のように。そのときには料金引き上げをいたしましたから、実際上はあのときに

一ペル多少料金の低下があつたわけでございます。しかし、前段で、電気なりガスなり、これは大量供給になれば本来コストが下がるべきだと言われることについては、御承知のように、どうもこれは普通の工場の大産生産と異なりますから、導管であるとかあるいは送配電線であるとかいうことを考えてまいりますと、私は、集中生産のような形で規模の利益というものはなかなかむずかしいのではないだろうか、在来から実はそう考へておりました。電気にしてもガスにしても、料金を上げないことをひとつ考へてまいりたいというところに従来から重点を置いて考へてまいりました。それは、私はいまでも実はそういうふうに考へております。

それから後段のお尋ねでございますけれども、先ほど政府委員から申し上げましたように、本来、都市ガスのコストのほうが、料金のほうが、簡易ガスのコストよりも安い、料金よりも安いのでございますから、そこで、それは税金を払つてもなお安いのでございますから、今度「みなす」一般ガスというようにするときの簡易ガスの料金の算定については、それは少なくとも税金を勘定するわけにいかない、税金分はないのでございませうから。そういうことでございませう。そういうことでございませうが、それがいわゆる都市ガスの料金よりも安いというところは、おそらく無理であつて、何がしか高いのはなからうか、査定はしかし厳正にいたします。

○阿具根登君 これは、大臣と私の意見の相違なんですけれども、大臣は企画庁長官までやつておられて、そういうお考えだから、私は佐藤内閣の物価はいつまでたつても下がらないと思ひます。確かに一つの物を生産する場合にまた違ひます。おのずからね。しかし、需要と供給の関係で、需要が伸びて利益が減るといふことはいふまでもないです。需要が伸びれば、確かにそれはパイプその他の問題もある程度それはありましようけれども、その間には、これは償却されたものもうんとできておるはずなんです。だから、

あなたは一つの生産、テレビならテレビをつくるのと同じように解散されている。私はそこまで解釈して言っているのじゃないです。しかし、需要が多くなればなるほど利益があるからこそ、簡易ガスでも、多くしよう多しようとするわけです。ガス業者は、それが普通なんです。そのかわり、一戸に対する利潤がだんだん薄くならねばならないと思ひます。一戸に対する利潤が少しも変わらなかつたら、利潤が多くなるからこそみんながたくさん伸ばそうと思ひます。そこに競合するのだと思ひます。そうでなかつたら、東京瓦斯なんかはもう「みなす」ガスなんか要らないはずなんです。そうなりますと、簡易ガスの価格はおそろく七十戸よりも百戸、百戸よりも二百戸と安くなる、これが私はやっぱり商売の常識じゃないかろうかと、こう思ひます。極端から極端でものを言へば、一つの機械で百つとつた、五百つとつたというのそれは問題外です。そういう概念で私はものを言つてゐるわけじゃないです。これは嗜好品じゃないのです。これは生活必需品であるし、危険度合いもあるから、私は、こういう公益性のもの、やはりそういう線に進まなければいかぬやなからうか、こういうことを言つてゐるわけなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはつまり二つの問題があるわけだと思ひます。たとえばこの一つのエリアに八十戸の簡易ガスの施設をするとかあるいは三百戸の簡易ガスの施設をするとか、そういう時点で同じ土地について考えましますから、それはもう明らかに、規模の利益が働きますから、阿具根委員の言われるように、三百戸のほうがコストが安い、これはそう考へるべきだと私は思ひます。ところが先ほど言つておられますところは、逐年ガスの料金というものは下がつてくるべきものではないか、償却もあつてと言われておりました、まさにそこが問題でございませうが、たとえば東京瓦斯がある地域に導管を引つぱつて供給をした。かりに十五年前にもそういうことをした。そうすると、その部分は償却さ

れてくるのではないかと云われますけれども、そのとおりでありますけれども、当時のコスト、償却されたその同じコストで今日供給ができるかというところになれば、それはもう申し上げるまでもなくできないわけでございます。これはまあ結局物価の上昇ということに一般的になるのでございまいしょうが、したがって、償却済みのもので新しい施設をそれだけでやっていけるかという、いけないわけでございますから、したがって、それだけ余分に、余剰利益が出てはいるはずだということ、私は申せないのではないだろうか。ことに、もう一つ申しますと、だんだん新しく供給していく地域は限界的な地域になってくると思われまして、それが全然上昇せずに一緒であったとしても、限界のものほうが少しコストが高くなるということ、これはあるだろうと思ひます。なお、いずれにしても、事は公益事業でございますから、適正な利潤は必要でございますけれども、それ以上の利潤が生じておるといふようなことがあれば、これはもうそれとして処置をいたさなければなりません。その点につきましては、ガス会社の経理というものはしつちゅう私どもの役所では氣をつけて見ておりますし、これからもそういたすつもりでございます。

○阿具根登君 それから、一般ガス事業と簡易ガス事業の調整の問題で、地方調整協議会ができる、その基準と、もう一つは、一般ガス事業者の中でこういうものが起こつてこないかといううな心配もあるわけなんです。何か大臣が調整に当たると、何条だったですかね、これは後ほどまた質問いたしますが、この調整の基準等があったら教えてもらいたいです。

○政府委員(馬場一也君) 一般ガス事業者の供給区域の中のある地点群に簡易ガス事業の申請がなされて、これを認めるか認めないかという、一般ガス事業者と簡易ガス事業者との調整につきましては、今度の改正法の第三十七条の四、簡易ガス事業の許可の基準の第六号でございますかに書いてあるようなプリンスブルで調整をはかるわけでございます。それから一般ガス事業者同士の調整と事業の競合といううなことは、これは予測できないと思ひますが、一般ガス事業者というのはそれぞれ独立に供給区域を持っておりまして、他の供給区域の中にはかつてに供給はできないたてまえになっておりますから、一般ガス事業者同士の競合調整の問題というのは、ガス事業者の性格上あり得ないわけでございます。

○阿具根登君 三十七条の四の許可基準ですね、これを設けた趣旨をいま聞いたつもりだったんですが、各局長同士が地方で調整をされる場合には、それぞれ状況も違つてあるわけけれども、しかし基準が、こういう抽象的じゃなくて、はっきりしておらなかつたならば、各地方の局間で違つた答えが出てきやしないかと、こういう心配をしたから聞いたのです。そういう心配はございせんか。

○政府委員(馬場一也君) 私先ほど条文の号数を間違へましたが、三十七条の四の第一項第三号と、いうのが一般ガス事業者の区域内に簡易ガス事業ができる場合のいわゆる調整の基準とすべき規定でございます。ただ、先生おっしゃいましたような、法律の基準でございますので、ごらんのように抽象的であることは免れません。したがいましめて、実際にこの基準を当てはめて各通産局長が許可、不許可の処分を行ないますときの調整基準の運用のしかたということにつきましては、この法律ができましたあと、できるだけひとつ具体的なケースにつきましてこの具体的な運用方針というものを本省のほうでつくりまして、通産局のほうに統一した方法でこれを運用するように指導してまいりたい、かように考えております。

○阿具根登君 二十五条の四に、先ほどの問題が出ておるわけですね。二十五条の四に供給区域の調整等の勧告があるが、これは大臣が勧告する。調整はだれがするんですか。これもこういう地方協議会がやるのか、これは全然性格が違つたようにすが、これはどういふこと……

○政府委員(馬場一也君) 二十五条の四に出ております「供給区域の調整等の勧告」、この場合の調整は、ここにございまして、二つ以上の一一般ガス事業者がございまして場合に、別々に二つの供給区域を分けてやっておりますよりは、むしろその供給区域を合併をいたしまして、合併をいたすといふことが、二つの事業者が一体となつて一つの事業者として供給をやる、あるいは全部合併をいたしませんでも、むしろ多少出入りを行ないまして、Aの事業者の供給区域をBの供給区域までと広げていくといううな一部の調整もあるうかと思ひますけれども、そういうふうなやつたほうが公益事業としてふさわしい運営がでると、こういうふうな場合におきまして、そういうふうな勧告することができると、こういう趣旨の規定、勧告規定でございます。この場合の勧告は通産大臣がやるわけでございますが、むしろ各地方におきまして、地方の都市ガスにつきましては地方通産産業局にその運用をゆだねておりますので、こういう調整等の勧告を通産産業大臣名で行なうわけでございますけれども、そういう実態の認識あるいはそういうふうな勧告したほうがいいのではないかと、という事案の整理につきましては、通産局長が判断をいたしましてそれをやるという場合には、これは通産大臣が通産局長の意見具申等を参考をいたしましてやる、こういうことになるうかと思つております。この場合には調整協議会にはかからないわけでございます。

○阿具根登君 どうもよくわからぬのですが、先に通産省で所管する家庭用のエネルギーの需要は年々ふえていつてゐるのだから、電氣と都市ガス、それに今回新たに規制の対象となつた簡易ガス事業は、これは公益事業局、同じLPガスを小規模導管供給していても簡易ガスにならないところは化学工業局と、しかもLPガスの生産は鉱山石油炭局というように、それぞれ所管の局が分かれておる。これでは家庭用エネルギーについて総合的行政がうまくいかぬのじゃないか、こう思うんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) LPガスはいま言われましたように、生産流通についてはこれは石油精製から出てくるわけでございますから鉱山石油炭局、それからこれはしかし高圧ガスでございますから、その高圧ガスの保安という意味で災害の防止関係は化学工業局がやる、それから電氣と公益事業としてのガスと申しますか、規制をされておるガス、これは公益事業であるという点、それはつまり結局規制行政という意味になるわけでございますから、そういう意味で公益事業としての規制を一体として行なうほうがいい、こういう考えでございます。したがって、今後一本売りのものはこれは公益事業としての規制は行なわれないわけでございますから、従来どおりにして、今簡易ガスになりますものは公益事業として公益事業局で規制する、こういうことに考えております。保安と一緒に公益事業局でやるということでございます。

○阿具根登君 保安の問題はあとで質問に入りますけれども、何かしら役所で仕事される場合は、窓口が幾つでもできるようにされておるような気がしてたまらない。これは一般の人から見れば非常に役所というところはわかりにくいところだ、まあ行政やるのにも私はこういうふうに分散されたほうがいいんだらうか。こういう場合にはなるべく一緒に固めたほうがいいんじゃないか、私はこう思ふんです。

それから、いま保安の問題もちよつと出ましたが、大体、大臣とも論争やつたと思ふんですが、私は、生産と保安というものは分離しなければならぬという考え方を持つておるわけなんです。どちらかというと、通産省というものは生産を担当する業務が多い。そうすると保安というものは、これが労働に対する保安であつたならば労働省が責任を持つべきである、あるいは一般のこういう公益事業等に関する場合は厚生省なら厚生省が持つべきである。今度は逆な意味なんです。そ

これはなぜかという、生産と保安というような場合は、やはり生産というやつが先行する場合がある、これはガスの場合には当てはまらぬかもしれないけれども、だから私は、考え方としてはそういう公害に類するようなこと、一般家庭に類するようなこと、こういうことは通産省が所管しないほうがいいんじゃないか、たとえば鉱山とか、あるいは石炭とか、こういうものはこれは労働省が所管したほうがいいんじゃないか、こう思っているわけなんです。ところが、たまたま今度通産省が公害保安法の一部改正の法律案が出て、そうして公害保安局に今度まとめられる。まあ他省にゆだねることはないやだ、生産を担当している以上責任の通産省でやるんだというお考えかもしれせん。それでも一歩前進したと私は思っておつたのです。ところがその中からこのガスの問題はまた分離して別個に持つてくるような状態になつておるようですが、その辺をひとつ局長詳しく説明してくれませんか。

○政府委員(馬場一也君) ただいま大臣からも申し上げましたように、LPガスといわれる都市ガスあるいは簡易ガスとの行政区分でございますが、整理をして申し上げます、今度の改正法で、いわゆる公益事業規制をいたしますもの、これは本来やつておりました都市ガス事業と、それから七十戸以上のいわゆる簡易ガス事業でございます。このものににつきましては公益事業規制をいたしますが、公益事業規制と申しますのは、言うまでもなく、保安規制とそれからいろいろ供給規程その他の認可というふうな、いわゆる料金規制を含む規制でございます。これは公益事業規制の中に保安の問題、料金の問題、安定供給の問題が一体として入っておりますので、そういう公益事業の規制の対象になります事業につきましては、保安面を含めまして一本に、法律面も一本でこのガス事業法で処理をし、その監督も一本で公益事業局で処理をします、こういう体制にいたしたいわけでございます。

本売りのLPガス事業、あるいは七十戸以下の小規模導管供給事業につきましては、従来からいわれるその生産・流通面は鉱山石炭局でございますが、その起こします保安面につきましては、高圧ガスその他の関係で、たゞいまのところは化学工業局というふうな、生産と保安とが、先生仰せになりましたように分離をして、別々の局で所管をいたしておるわけでございます。今度、もし公害保安局ができましたと、従前化学工業局でやつておりましたそのLPGの保安関係の行政は、今度の公害保安局に移るわけでございます。

○阿具根登君 そうすると、LPGの保安関係は公害保安局に移るけれども、一般都市ガスについての問題は別だと、こういうわけですか。

○政府委員(馬場一也君) そういうわけでございます。

○阿具根登君 その理由は。

○政府委員(馬場一也君) 公益事業規制の対象になります一般の都市ガスあるいは今度の簡易ガス事業、これは公益事業規制を行なうわけでございますが、公益事業規制の内容は、言うまでもなく、そのガスが安定した状態で、しかも適正な料金で供給をされるということとを公益事業規制によつて担保をします、こういう眼目でございまして、その間、たとえば保安の問題につきましても、かりにガス事業所なりあるいは輸送途中におきまして事故等が起こりますと、これはまず何よりも安定供給そのものに支障を生ずるわけでございまして、保安の問題それ自身として取り上げてみましても、それは裏を返せば、結局安定供給を確保するということと一体不可分の関係にございまして、安定供給をはかるという公益事業としての目的それは即その保安を確保するということとまさに一体になつておりますので、公益事業規制の中に保安の問題も含めて所管をするという見方が、一番行政としてすなわちやり方ではなからうかというところで、従前の都市ガスあるいは電気事業につきましても全く同じ考え方で公益事業局で所管をしてまいつたわけでございます。今度の簡易

ガス事業につきましても、七十戸以上のものはたゞいまのと同じ考え方で公益事業規制を行ないますので、同じような考え方で保安の面を含めまして公益事業局でこのガス事業法によりまして監督をしてまいり、こういうことが実態に即しておるのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

○阿具根登君 あまりこれは聞きたくない質問なんですけれども、それじゃ六十九戸と七十戸と、どうお考えになりますか。七十戸以上は安全供給しなければならぬからこれはこちらだと、六十九戸まではこれはこちらだと、どこで、一戸の差でそういう保安の責任が違ってくるわけですか。

○政府委員(馬場一也君) これは法律でございまして、七十戸以上というところで簡易ガス事業といたしまして、まあ六十九戸とか六十八戸とかいふものは、実態から見ますとほとんど変わりもないものでございまして、一つのけじめがございまして、公益事業規制つまり需要家のために公益事業規制、料金等の規制等をしなければならぬ。そうすると、七十戸以上に置きますと、それ以下のものはこの法の対象にはならないという問題はございまして。ただ、その保安の面につきましてもたゞいまも申し上げましたように、いわゆる七十戸以上のものは公益事業規制ということで、この法律で公益事業局が保安面の規制をいたしますし、それから七十戸以下のものにつきましては、現在の化学工業局、もし公害保安局ができましたとそちらの局で規制をいたすわけでございしますが、この保安面の規制のレベルといふものは、内容は、法体系はこちらはガス事業法、それ以下のものににつきましてはそれぞれLPG法なり、あるいは高圧ガス取締法という法律の別はございしますが、その規制のレベル、内容につきましては七十戸以下のものと七十戸以上のものと全く同じ内容の規制をいたすわけでございまして、七十戸以下のものと区別はつけておらないわけでございまして。そういうふうに法律がなっております。

す。ただ、それを所管をいたします局といたしまして、公益事業でございしますものは公益事業局で、公益事業規制と一体として所管いたし、それ以下のものは公益事業規制をいたしておりませんから、純然たる保安だけの規制ということで化学工業局でやると、こういうことになつておるわけでございます。内容は全く同じでございます。

○阿具根登君 保安の問題ですから内容が違つたら困るのです、保安の問題ですから。そうして最近都市化されて、まあ道路はまた掘りまた掘りするから、いろんなガスの事故も起こつておるけれども、大体ガスの事故というものはLPGが一番多かつたのです。一番あぶなくてしやうがなかつたのです。ずいぶん被害が出ていたのです。だから保安の問題で差があつちや困るのです。しかし、こういう法律だけに、何か規制されたような気がしてたまらない。たとえばLPガスなら簡易ガスでも全部同じなんです。一般都市ガスなら都市ガスのパイプを引いてあるなら別として、そのガスそのものの発生がLPガスであるならば同じなんです。だから、なぜ公害保安局なら公害保安局でこれをやらなかつた。まあ皆さんの考え方と私は全然違ふから、だから一般ガスまでそれでやれといつてもそれは無理です、それは無理でしやう。しかし、しやうとの考えから見ても、どうせ簡易ガスだといつてもボンベを幾つか並べてそれからパイプを引くだけのことなんです。それならそれが三十であろうと五十であろうと、百であろうと五百であろうと、同じ性質のものなんです。それをなぜこういう法律で、それは公益事業だからこちらが保安を監督する、これはこちらが監督するといふのが私はわからないのです。なぜボンベを扱うならボンベは全部この局で保安は責任を持ちますと、そうならないか、そのほうが私は正しいと思ふのです。極端な話ばかりしてありますけれども、六十九本はそれじゃこちの役所だと、なぜ七十本になつたらこちだと、そういうような保安の分け方というのは、私はないと思ふのです。ただそれは所管の関係を皆さんがやりやすいよう

に考えるだけであつて、保安そのものをそういう考え方で分けることはできないと思つたのです。せめて分けるなら、先ほどから言つてゐる通りに、これは一般ガスとLPガスと分けるというならわかりやすい。しかし同じLPガスを、それを本数によつて、片一方はどことだ、片一方はどことだ、これはぼくはどうもいただけない保安関係だと思つたのですが、大臣これはどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 保安の点につきましては、一本売りであるうと簡易ガスであるうと同じだということ、先ほど政府委員から申し上げました。そこで、私は、こういうことがあるんだというふうに思つてゐます。その生産と保安との関係でございまして、たとえば保安が非常におそろひになりやすいということがどういふ動機から起こるかといふと、なるべく増産をやつて、そして利潤をあげてという動機から一番保安といふことがおそろひになりやすい、それが生産と保安とが矛盾をするというふうにいわれている場合だと思つてゐます。ところが、電気とかガスとか申しますものは、御承知のとおり増産したただけ売れるというものではないわけでございます。いわば需要のほうが必要に増産をするといふことに意味がないわけでございますから、そこで通産省の行政は、よく生産者側の行政だといふ御批判があつて、私は、それはなるべくそうでないように汚名を返上したいと思つておりますけれども、通産省の行政の中で、公益事業局の行政は、いま申しましたような意味から申しまして、本来生産者側にある行政ではなくて、公益という点から消費者の側のほうにやはり本来的に立つてゐる行政だと思つてゐます。そこで、消費者にこれだけの需要が将来あるから生産のほうも少くかやれよという、こういう行政はいたしませんけれども、本来あるのは需要のほうに私は先にあるのだと思つております。電気事業法、ガス事業法というふうなものはそれでできております。それでございまして、行政そのものが消費者側、あるいは

消費者側の安全というものを含めまして消費者側に立つており、事業法もそういうふうな書かれておるのでありますから、こういう場合には生産行政と保安行政をむしろ分けないう方がよい。分けないう方が私は本来のものはなからうか。本来公益事業行政といふのは規制行政であるというふうには私は考へておるわけでありまして。

そこで、ただいまのお尋ねの場合でございまして、いま阿具根委員の言われましたように、都市ガスとボンベとを分けてしまつたら、それも一つじゃないかと申されますが、いままではそういう形態でありました。ところが簡易ガスがある程度大量供給をするといふことに七十戸以上、かりに七十戸でございしますが、になれば、これは公益事業としての規制を受ける。規制をしてもそれにたえ得るだけの責任を持つてもならぬやうなぬ。それぐらゐ多くの供給をするのであれば、またこちらにも公益事業としての恩恵も与える。そのけじめをどこに置くかといふ問題であつて、私は、ボンベなら何十個でも何百個でもこれは一本売りのボンベと変わらない、公益事業としての規制はしませんが従来からの姿からいへば、私はこれは一歩進んできたと考へるわけでございます。ただ、その規制をどこかで区切らなければなりませんから七十といふところで区切つたと、こういうことではないかと私は思つております。

〔委員長退席、理事川上為治君着席〕

○阿具根委員 大臣と私と考へが根本的に行き違ひなんですけれども、それならば、七十戸以上の大量供給をするようになったら、これは保安のほうもこれは公益事業だからもつときびしくしますよといふならばわかるのです。そうじゃないのです。保安は同じだといふのです。局長はいまも説明してゐるわけなんです。百にならうと千にならうと同じだ。あなたの話を聞いてみると、公益事業にしたのだから、今度はこれのほうにウェイトがかつたのだと言われるけれども、保安は同じだといふことが前提に立つてゐるわけなんです。保安が、前提が同じだといふなら、なぜ同

じボンベをそんなに分けなやならぬかと、こういうことなんです。

それから前段に生産と保安の問題を言われましたから、特に例を申し上げますと、これも世間の注目的になつておりますけれども、水俣病の場合、大臣は当時参議院議員でした、おそろく。そのときに水俣病はこれは公害である公害ではないかといふ大論争をやつたのです。ところが厚生省は公害だと言つたのです。通産省は公害じゃないといふのです。絶対。それが十年続いたわけなんです。そして園田厚生大臣がこれは公害だといふことでこれは論争してゐるわけです。通産省は絶対公害だと言わないのです。それは生産を考へてゐるからです。だから私はあなたが言われる生産を担當してゐる人が保安の責任を持たなやいかぬといふのは当たらない。立場が違うのだ。一方は生産を考へる。一方は生産を考へない。保安だけを考へる。だから通産省と厚生省が——通産省は十年も反対したじやありませんか。学者の意見が何ぼ出て通産省は十年反対したのです。そして厚生省がついにこれは公害だ。いま世間でだれも公害じゃないと言ふ者はいないのです。言つてきたのは通産省だけなんです。だから保安といふものは、そういう公害保安局といふものをおつくりになつたら、これは私は賛成します。いままでの保安と違ふのでいい。だから、そういうのが保安を担當するのが正しいんじゃないか。ましてこのボンベの場合、これは公益事業だからこれは公益事業局がやりますよといふ。これだけ保安を考へますよといふのなら、それ以上の保安規則があるのならいいけれども、同じ保安規則だといふことを局長もちゃんと申しておるのだから、ならばそんなにわざわざ生産が担當しなくてもいいんじゃないかと、こういうことを言つておるわけなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず水俣病のことから申し上げますが、そういうことはやはりございましてですね。そういう傾向といふものは私はあつた。それは私は他人のことだから申すという意味

ではありませんで、やはり公害といふものの認識がいろいろの意味で変わつてきた、この十年の間に。これは私は喜ぶべきことだと思つてゐます。そしていまでは通産省ももうだれが加害者、だれが被害者といふようなことは考へておられません。やはりだんだんこれも行政の中に浸透してきて、結局生産の責任と監督の責任を持つものは、それについての公害関係に一番はつきりした発言をしやしないのでありますから、そういう観点から行政をしななければならぬといふことをみんなが考へるやうになつてまいりました。まだ十分でないとおつしやるかもしれない。しかし、傾向は明らかにそういう傾向になつてきたといふことを申し上げることができると思つてゐます。

それからその次のボンベの問題でございましてけれども、たとえば爆発物であるとか、あるいは高圧ガスであるとか、いろいろなものがございますが、それをどこが所管すべきかといふことになりまして、安全という観点があることは確かでございます。しかし、生産という系統なり観点があることが確かでございますから、どつちに措置させるのがいいかといふことは、実際それはいろいろな議論がございまして、いまのところは生産の局が持つんだから保安は考へないとか、公害は考へないとかいふ意味でなくて、行政の姿勢が変わつてまいりましたから、まあいまのような所屬をさせておいてもいいというふうな思ひでございます。

○阿具根委員 これ以上この問題に触れるのは何ですけれども、私は、ほんとうは一般都市ガスも全部一つの局が見るべきだ、こう思つておるんです。しかし、とてもそこまでは皆さんの考へていきそうにないから、せめてボンベだけは一つのやつでやつたほうがすっきりしやせぬか。たとえば保安問題についても考へておるぞといふことになりやしないか、こういうことを私は考へておつたわけなんです。

それから最後に器具の問題でお尋ねいたしますが、いろいろ言われておるようですが、どういふお考へなのか。いろいろとガス会社にしろ電気会

そこにガス事業を逐次始めていくわけでありますが、その事業を開始いたしましたから、供給区域の中のいわゆるガスを引きたいという意思のある需要家から、その供給区域の中で供給を依頼されましたときには、正当な理由がなければ、それに対して供給を拒むことができない。こういう、つまり供給責任がある区域が供給区域でございまして。ただ実際問題といたしまして供給区域とは、

かなり広くその事業を開始するときに与えられておりますので、事業を開始いたしましたから、かなり長い期間その供給区域全部に都市ガスが行き渡るということがなかなかむずかしい点は、先生ただいま御指摘のとおりでございます。ただ、その供給区域の中では、引いてもいいという申し込みがあれば、正当な理由がなければ、これは断れないということになっておるわけでございます。それから、なぜそれが、ガスが全部行き渡らないかということでございますが、これはもう御承知のように、そういう申し込みがございまして、いわゆるガス供給する導管、本管がそこま

し、そうではなくて、これから供給しようとする考え方がありとすれば、供給を必要とする区域とか、供給の可能な区域とか、何かそこにとばが入らないと、どうも私は法律に書く日本語としてはおかしいのじゃないかと思うのでお尋ねしている。

あるわけですね。東京瓦斯のような、言ってみれば非常に普及率の高いところでも、まだまだ五〇%をこえた程度の内容でありますね。全国的に見ても、今度の五カ年計画の終わった時点でもなお六〇%をやや上回る程度にしかならぬと、こういうことでしよう。そうすると、そういうような供給区域という名前を使うのは私は不適当だと思つた。しかしこれはこの委員会が採決をとつてそれがあつたが、私に話です。私はこれ以上申し上げませんが、しかし私どもは、少なくとも供給区域といわれるからには、現に供給をされ、しかもごく短期間の間に供給可能な区域を称して言うべきものではないのか。そういったと、先ほど阿具根委員が言われておりましたとおり、三年間までは供給区域に入るわけですね。それから将来また都市計画その他によつては七年までは供給計画に入りまふ。七年先のものまで供給区域といふことが今日常識的に考へて妥当であるかどうかということになる、私は大いに疑問があると思つて、いかがですか。

いりたいと思つておりますし、また過去に与えられた供給区域は、先ほど大臣も申しましたとおり、いわゆる行政区、市町村の区域というように大きな供給区域がございまして、その中には実際には市町村の区域であつても、山林がございしたりいろいろなことがございまして、十分に普及できないというところがございますので、われわれといたしましては、この改正法の施行されるまでに、いままでも与えられたものにつきましても、もう一ぺん供給区域の見直し、ガス事業者の供給計画に照らし合わせて妥当な見直しを行ないまして、ガス事業者が供給責任を果たせられないような区域につきましては、妥当な範囲にこれを削減をするということをお考へ願ひして、既存のものにつきましても、そのように考へたい。新規のものにつきましても、大体事業開始後三年間に大体普及率が五〇%に達するといふぐらいのめどを頭に置いてこれから供給区域を与えてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

〇大矢正君 私の質問は、そういうむずかしい質問をしているのじゃないのですよ。単純な質問なんです。ガスを供給してないのに、供給区域といふことが適切ではないんじゃないか。もしかりにそういうことを、日本語を正確に使うとすれば、供給予定地域とか、計画される供給地域とかいふようなことがあつてしかるべきものではないか。それが供給区域とちがつてしまふことになりまして、結局供給を現にされていふことになりまして、結局供給が成り立つのじゃないか。だから、あなたの説明では私はどうも納得できないんです。再度繰り返しますが本来的に供給が予定される区域とか供給可能な区域とか、そういうことばの表現ならば話はわかる。現に供給しているものはかまいませんよ。しか

〇政府委員(馬場一也君) 供給区域という用語の例は、たとえば電気事業法では、御承知のように「供給区域」といふことを使つておりますし、あるいはまた水道のような場合でございますと、「給水区域」といふような用語の例になつたものかと思ひますが、供給区域は、ただいま申しましたように、供給責任を持つ地域あるいは供給義務を持つ地域でございますから、その与えられた供給区域に對しては、ガス事業者は、いわゆるしつかりした供給計画を持ち、かつその供給計画を真剣に施行するといふような意思を持つていなければならぬ。また、供給区域を与えるときには、そのガス事業者にはこれだけの供給区域を与えてもそれだけのことができるといふ判断のもとに与える、こういうものでございまして。ただ、供給区域であつても、繰り返して申し上げます、全部引けてない地域があるわけでございまして、全部引けてない供給区域という呼び方がふさわしいのかどうかという、用語のよしあしという問題はいろいろ御意見があるかと思ひますけれども、ことばそのものは電気事業その他にないまして供給区域と書いてございまして、ありようはそういう内容でございまして。

〇大矢正君 あなた、電気事業に関連して供給区域といふことばを使つておるとおっしゃるが、なるほどそういうことばは使われておりますが、電気の場合には現に電気を供給されてない地点と云うのはほんとうに山間僻地でありまして、もう限られたところなんです。ところがこのガス事業は、法に言われるところの供給区域といふものは、さかさまであつて、あなたのほうから出された資料にもあるとおり、普及率二〇%以下といふところの地方ガス事業といふものは現にかなり

〇政府委員(馬場一也君) 先生御指摘の趣旨は非常によくわかるわけでございまして、供給区域を与えまふときに、言つてみますれば供給区域は供給義務のかかる区域でございまして、非常にそのガス事業者が長年、何十年もかからなければ、あるいはかりまして、とても全部に普及することがおぼつかないような広い供給区域を与えるということがあるかといふことにならうかと思つたわけでございまして。そこでわれわれといたしましては、いろいろな実績にかながみまして、新たにガス事業に許可を与えまふ際には、大体新規に事業を開始いたしましたから大体向こう三年の間にその供給区域の中で少なくとも普及率が五〇%台に達するといふ程度のつづき地域、そのガス事業者の能力なりその地域の情勢から見ましてそのぐらいの見当のつづき地域といふ広さのものを供給区域として与える。そしてその中における普及を促進してまいり。こういう方向でこの法律を運用してま

〇大矢正君 先生御指摘の趣旨は、非常によくわかるわけでございまして、供給区域を与えまふときに、言つてみますれば供給区域は供給義務のかかる区域でございまして、非常にそのガス事業者が長年、何十年もかからなければ、あるいはかりまして、とても全部に普及することがおぼつかないような広い供給区域を与えるということがあるかといふことにならうかと思つたわけでございまして。そこでわれわれといたしましては、いろいろな実績にかながみまして、新たにガス事業に許可を与えまふ際には、大体新規に事業を開始いたしましたから大体向こう三年の間にその供給区域の中で少なくとも普及率が五〇%台に達するといふ程度のつづき地域、そのガス事業者の能力なりその地域の情勢から見ましてそのぐらいの見当のつづき地域といふ広さのものを供給区域として与える。そしてその中における普及を促進してまいり。こういう方向でこの法律を運用してま

〇大矢正君 先生御指摘の趣旨は、非常によくわかるわけでございまして、供給区域を与えまふときに、言つてみますれば供給区域は供給義務のかかる区域でございまして、非常にそのガス事業者が長年、何十年もかからなければ、あるいはかりまして、とても全部に普及することがおぼつかないような広い供給区域を与えるということがあるかといふことにならうかと思つたわけでございまして。そこでわれわれといたしましては、いろいろな実績にかながみまして、新たにガス事業に許可を与えまふ際には、大体新規に事業を開始いたしましたから大体向こう三年の間にその供給区域の中で少なくとも普及率が五〇%台に達するといふ程度のつづき地域、そのガス事業者の能力なりその地域の情勢から見ましてそのぐらいの見当のつづき地域といふ広さのものを供給区域として与える。そしてその中における普及を促進してまいり。こういう方向でこの法律を運用してま

〇大矢正君 先生御指摘の趣旨は、非常によくわかるわけでございまして、供給区域を与えまふときに、言つてみますれば供給区域は供給義務のかかる区域でございまして、非常にそのガス事業者が長年、何十年もかからなければ、あるいはかりまして、とても全部に普及することがおぼつかないような広い供給区域を与えるということがあるかといふことにならうかと思つたわけでございまして。そこでわれわれといたしましては、いろいろな実績にかながみまして、新たにガス事業に許可を与えまふ際には、大体新規に事業を開始いたしましたから大体向こう三年の間にその供給区域の中で少なくとも普及率が五〇%台に達するといふ程度のつづき地域、そのガス事業者の能力なりその地域の情勢から見ましてそのぐらいの見当のつづき地域といふ広さのものを供給区域として与える。そしてその中における普及を促進してまいり。こういう方向でこの法律を運用してま

〇大矢正君 先生御指摘の趣旨は、非常によくわかるわけでございまして、供給区域を与えまふときに、言つてみますれば供給区域は供給義務のかかる区域でございまして、非常にそのガス事業者が長年、何十年もかからなければ、あるいはかりまして、とても全部に普及することがおぼつかないような広い供給区域を与えるということがあるかといふことにならうかと思つたわけでございまして。そこでわれわれといたしましては、いろいろな実績にかながみまして、新たにガス事業に許可を与えまふ際には、大体新規に事業を開始いたしましたから大体向こう三年の間にその供給区域の中で少なくとも普及率が五〇%台に達するといふ程度のつづき地域、そのガス事業者の能力なりその地域の情勢から見ましてそのぐらいの見当のつづき地域といふ広さのものを供給区域として与える。そしてその中における普及を促進してまいり。こういう方向でこの法律を運用してま

本海まで突き抜けていってこの区間を供給区域に
してもらいたいという申請があったとして、なる
ほどそれはその能力もあるし、実際に何年後かは
別にして、導管する力も東京瓦斯のような大会社
ならあるとすれば、そういうものも認められるわ
けですか。

○政府委員(馬場一也君) たいへんむずかしい御
質問でございますが、現在の東京瓦斯というもの
を頭に置まして、現在の東京瓦斯がかりに東京
から新潟までの広い地域つまり関東地方から北陸
地方の一部にわたるような地域を一括して供給区
域にしてほしいという申請を現在の東京瓦斯がい
たしましたら、これはおそらく許可できないとい
うふうに思っております。

○大矢正君 どうしてできないのですか、その理
由を。

○政府委員(馬場一也君) 現在の東京瓦斯の能力
というものを考えました場合に、そういう広い地
域を供給区域として与えまして、先ほど私が申
しましたように、一定の見通せる期間内にそうい
う広い地域に対して相当の、たとえば普及率五〇％
というようなものがいまの東京瓦斯ではそういう
広い地域に対してはつきにくいというふうに考え
られると思っております、そういう場合にはそうい
う広い地域の供給区域は与えられないというふう
に考えております。

○大矢正君 そこであなたにお尋ねをしますが
ね、電力というのは九電力に分かれ、それに電
力加わって実質的には十電力であるが、販売会社
は九電力あるわけですね。ガス会社を考えるとま
まの場合に、広域の運営をやらせたほうがいいの
か、そうではなくてごく限られた地域ごとにく
さんのガス会社があったほうがいいのか、通産省
として何か考えることがあったらお尋ねをしてお
きたい、われわれはお聞きをしておきたいと思
うのです。ガス行政を行なうにあたって、通産省は
一体何を考えているのか。現状の姿をそのまま認
めなければならぬことは当然のことと思うけれど
も、それをただ延長していけばいいと考えるのか

そうではなくて、日本全体のガス事業のあり方と
いうものに対して、何らか通産省は行政上基本的
な考えを持っているのかどうか、お尋ねをしてお
きたいと思うのです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどの供給区域のお
話でございますけれども、私承っております、
従来供給区域というものをかなり広めに認めて、
いわばその上に眠らせておいたというようなこと
がございまして、それはしかしおそろく私はあまり
弊害がなかったからだろうと思うのでございま
す。つまりこれにかわるものが出てこない世の中
では、広い陣取りのようなことをさせておきまし
ても、ほかに何ともやりようがないので、まあ別
に有益じゃございせんが無害であつたらうと思
いますが、こうやってLPガスというものが出て
まいります、簡易ガスというものが出てまいりま
すと、そういう領地のやり方は明らかに今度は有
害になりますから、そこで神経質にそこを規制し
なければならぬ。いままではそういうことがお
そろくなかつたのだらうと考えます、沿革的に
は、だから今度はそこを整理をしなければならぬ
い。

それから後段のお尋ねでございますけれども、
理想で申しましたら、何と申しますか、非常に力
がある信用のある業者がなるべく広く供給をす
る。そうして公益事業でございまして、いわば
やや供給独占になりました。私はいいんであろ
うと思ひますが、ただ、わが国はそんなに大きな天
然ガス源のようなものがございせんし、電力の
ように送電と違ひまして、現実には天然ガスでな
いという源を、全国もう一つのパイプで張りめぐらす
というようなことが効率的なのかどうかというこ
とも問題がございましてと思ひます。したがつ
て、わが国の現状のある姿としてはやはり私企業
としての供給が、そう大きいものは少ないわけだ
ございましてけれども、いわばあつちこつちにあると
いう姿を認めていかざるを得ない。この法律で、
しかしいかにそれが適当であるという場合には、
協業化とか合併ということも考えておりますけれ

ども、その勧告も考えておりますけれども、もう
少し大きくなってほしいということとはございま
す。しかし九電力のようなことは、それが効率的
であるかどうかということのほかに、現実的には
可能ではないように考えます。

○大矢正君 いま馬場局長から供給区域について
見直しをするというお話がありました、供給区
域の見直しをするというのはいくつかの点でA
ということなんでしょうか。たとえばいまの時点でA
というガスを会社認可をして、その供給区域と
いうものを何かの基準をもつて、何かの基準を求
めて、その基準に従つてこの見直しをされるとい
うお考えではなからうか。だとすれば、その基準と
いうものは一体何なのか。見直すといつても、た
だひっくり返して見るだけでは見直しにならぬ。
何かがあつてそれに合わせて見る。何かのさし
があつてそのものにさして合わせて見て、そこで判断
をするというのが見直しだとすれば、何か基準が
あると思うんですが、それがまだないならばいたし
かなないところでありますが、ありとすればお答
えを願ひたい。ただ、あなた見直しと言つておら
れるから、見直すというからには何かあると思ふ。

○政府委員(馬場一也君) ただいま見直すと思
しましたのは、いわゆる既存の都市ガス事業者につ
きまして、一定の供給区域をそれぞれ与えており
ますけれども、これは従前でもいわゆる五カ年計
画、年次計画をつくりまして毎年の供給計画、
あるいは向こう三年ぐらゐの年次計画のようなも
のは提出をさせておつたわけでございますが、今
回この法律が改正になりましたと、その供給計画を
毎年出すというところは、これは法律の義務づけにな
りますけれども、従前でもそういう供給計画が出
ております。そこで、見直す基準といひますが、
基準といひまして考えるものは、それぞれガス事
業者から提出されております向こう大体三年ぐら
いにわたる供給計画を根拠にいたしまして、いま
与えております供給区域に対して、実際にそ
れぞれのガス事業者がその供給責任を果たし得る
限度、限度と申しますか、範囲がどこまであるう

かということ、それぞれ供給計画に基づいて一
べん見直しをいたしてみたい。そしてそれに対し
まして、非常にいままでの供給区域が大き過ぎると
いうような場合におきましては、ただいま申しま
したように供給区域を少し削減をする。具体的には
そのガス事業者からこれだけの供給区域に縮めま
すという供給区域の変更の申請を自主的に出して
もらひまして削減をするというふうな手続になろ
うかと思ひますが、各ガス事業者の持つておりま
す供給計画の見直しをいたしまして上で供給区域
の見直しをする、かような考え方でございませう。

○大矢正君 若干不明ですが、次に議論を進展さ
せたいと思ふんですが、これはあつた供給区
域に逆戻りをしてくる過程の中で二、三お尋ねを
したいのですが、供給区域内のある地点で導管供
給が行なわれたと仮定をいたしますと、それが幸
か不幸か本管との接続ができた際には、当然のこ
ととしてその簡易ガス事業者というものは一般ガス
事業にかわるわけですね。その際にはそこで事業
を事実上停止をする。いままでの簡易ガス事業
者、あるいは導管による供給業者と言つたほうが
適切かもしれませんが、それのたとえば施設であ
ります導管その他いろいろメーターとかそれぞれ
の付属物があると思ひますが、そういうようなも
のを、結局は本管に接続をしたことによつて一般
ガス事業者が売り渡すことになりまして、譲渡す
るということになりますか。その際にはどうい
う評価のしかたをするのか。評価のしかたですが、そ
れをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(馬場一也君) 簡易ガス事業者がおり
ました場合に、そこに都市ガス事業者が導管を延
ばしてまいりまして、ただいま先生のおっしゃ
いましたような簡易ガス事業者がリタイアをいたし
まして都市ガスにかわるといふ場合に、そのリタ
イアをいたします簡易事業者との設備その他につ
いてどういふふうにするかという問題でございま
す。これはそこに延ばしてまいります都市ガス事
業者——一般ガス事業者と簡易ガス事業者との間
に、簡易ガス事業者がかりに事業をやめるといふこ

とになりましてときには、やめることに伴っていろいろ起ります設備の買い取りの問題、どういう基準でどう評価するかということ、どういう値段にするかということ、当事者間で納得のいくように話をつけてもらうという考え方でまいりたい。特に役所のほうでどういうふうにするべきだか、こういう基準でやるべきだということ、なかなかケース・バイ・ケースの問題もございまして、一律にきめていく問題があると思いますので、当事者同士の話し合いにまかせたい、それで解決してもらいたい、かように考えております。

○大矢正君 そういたしますと、こういう結果が出てきませんか。先ほどあなた一般ガス事業者のガスの供給に対してはガス税が徴収される。しかし簡易ガス事業によって行なわれている導管、小規模導管供給にはガス税がかからない。したがって、そこに多少の差があるから、金額的にはある程度調節がとれるのじゃないかという、私の感じ方だけれども、御答弁があった。しかし、考えてみまして、あなたが先般の委員会、それからききようとお答えになりましたように、都市ガスの供給の単価というのは大体百二十円前後である。それに対してLPGの供給ということになると、その辺のところもあるが、高いところになると百八十円くらいになる。そういたしますと、たとえガス税の五%や六%付け加えてみましても、価額にかなりの開きがありますね、いわゆる小規模導管供給というものと一般ガス供給との間には、さすれば、簡易ガス事業を行なっている事業者が、自分もこの事業を継続したいというところを考慮しておいたとしても、消費者のほうで、導管をつないで一般ガスを供給してもらったほうが安いわけだから、だからそうしてもらいたいということになりますと、その段階でどういう結果が出るかといえ、消費者からは、いま言ったように簡易ガス事業者に対しては、おまえさんやめなさい、商売を。そこで、それでは自分は商売をやめるかわりに自分のいままで投資したその投資を評価し、しかもそれで自分がもう商売がな

くなるわけですから、事業やらないわけですから、結局生活費が出てこないわけですね。利益が出てこないわけですから、生活費が出てこないという問題がありますから、そこにかかりに都市ガス事業者との間に施設の売買とか、言ってみれば営業権を渡すようなものですか、そういうものが、極端に低く言われても、あえてそれをのまざるを得ないというふうな、そういう状態になり得るんじゃないでしょうか。そういう事態は想定されませんでしょうか。

○政府委員(馬場一也君) これは先ほども申しましたように、ケース・バイ・ケースによりましていろいろなケースが想定されるかと思っております。都市ガスが伸びてまいりましたので都市ガスの引ける可能性が出ましたときに、そこにおける需要者、消費者が都市ガスにかわりたい、あるいは従前のままでいいという消費者の選択というのがあくまで基本になりまして、それをもとにどうするかという話し合いが行なわれるであろうと思っております。今度簡易ガス事業者がそういうことで都市ガスにかかわれます場合におきまして、その話し合いの場では一体どちらの立場が強いのかという問題、これはやはりどちらが必ず強いであろうといううこともなかなか言いにくい、あくまでケース・バイ・ケースの問題であらうかと思っております。したがって、その話し合いにつきましてもケース・バイ・ケースで当事者間の話し合いによるのが一番適切であらうかと存する次第であります。

○大矢正君 この法律がねらっているところは、一つには、保安面の強化を通して人命の損傷その他を防がなきゃならぬという問題もあるが、いま一つの問題は、やはりガス事業というものの秩序ある発展というものを考えておられるんだと思っております。だいたしたますれば、行政上、秩序立ててやるための手当てをしてやらにやいかぬと思うんだが、肝心のそういう事態になったら、それは業者同士が話し合えばいいことじゃないか、政府

の関与することじゃないというのは、どうも私は、このガス業界というものの秩序維持というところを目標に掲げられておりますあなたの答弁としては、そのまます受け取るわけにはまいりませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(馬場一也君) 問題の性格上、ケース・バイ・ケースにその当事者間で話し合う。役所なりあるいは法律で一律にこういう基準でやるんだということをきめていく問題であるかと思っております。ただ先生おっしゃいますように、それでは一体円満なる秩序といえますか、一番消費者の利便にふさわしい秩序というのはどうやって担保されるのかという問題があるかと思えます。また、そういう話し合いのときにはなるべく円滑に話し合いがつかうことが望ましいわけでございます。そこで当事者間の話し合いを基本にいたすすけれども、もし不幸にしてそれがスムーズにつまなかつた、したがってそこに都市ガスを持つていこうか、簡易ガスを置いておこうかという消費者の一番希望する解決が、なかなか時間がかかるといふような場合におきましては、通産局長がどういふふうな場合におきましては、通産局長が調整協議会にはかりまして、そこでいろいろ公平な立場からの解決のしかたというのを御答申をいただくというふうなことを考えておるわけでございます。

○大矢正君 馬場さん、一番秩序ある移行といいますが、あとあと混乱の起こらない方法を私教えますか、あととと混乱の起こらない方法を私教えますか、それはたとえば東京瓦斯で言うならば、東京瓦斯の子会社にある液化ガス株式会社というのに区域内における供給を全部やらせればいいんです。そうすれば問題は出てこないでしょう、子会社です。その子会社がかかりに導管の供給放棄をしたって、これは別に問題ないわけですから、これをやれば一番簡単なんです。どうですか。ということは、私が言わんとしておることは、それを通産省が考えているんじゃないでしょうか、うかということを私は言いたいんですよ。あなた

方のほうは、結局のところ、供給区域内における言うならば導管供給というものができるならば、そういう方向で持っていくことによってこの全体の秩序を保つていきたい、あとから混乱の起こることがないようにしたいという考え方を持っておられるのじゃないかと私は察するのです。私の判断が間違いないですか。

○政府委員(馬場一也君) この供給区域内における簡易ガスと一般ガスとの調整の問題でございまして、先ほどもお答えいたしましたように供給区域内の中に簡易ガスが進出をしたいというような申請がございました場合に、その簡易ガスを認めますか、あるいはむしろその都市ガス、一般ガス事業者が、そこにとりあえず「みなす」一般ガス事業、これは自分がやるわけでございますが、これを時間的な関係からやっておりますが、これはあくまで過渡的にいずれ近き将来に本管につなぐという前提で「みなす」一般をやるということが片一方にあるわけでございまして、そこで、その地域の状況あるいはそこにおける一般ガス事業の本管、導管の延びぐあいというものを勘案をいたしまして、ほんとうに近き将来都市ガスにいたす可能性が非常に大きいという場合におきましては、いわゆる都市ガスの「みなす」一般ガス事業を認める。で、かなり遠き将来までそこに、供給区域の中でございまして、都市ガスが延びる可能性がないという場合には、その事業に對しまして簡易ガス事業者の申請がございました場合にはこれを認めていくと、こういうような運用によりまして、ただいま先生御指摘のようないかなるという問題に対処していきたい、かように考えておるわけでございまして。

○大矢正君 局長ね、私は思うんですがね、供給区域というものは、最初一ぺんにばつと網をかけてしまつてこれが供給区域でございまして、ガス会社さん、できる限りひとつ普及率を高めてくださいて、ついでにそれに年次計画を持ってくださいて、それから年度別の計画を出してくだされと、こういうやり方というものは、この際やはり改め

それから本田局長にお尋ねいたしますが、このＬＰＧの価格というものは、あなたがきめるわけじゃないことはわかっていますが、これはどういうような根拠で大体きまってくるものなんですか。たとえば外国から輸入されるＬＰＧがありますね。外国から輸入されるＬＰＧに関税がかかって日本の国に上陸してみたら幾らになると、したがいましてそれにあわせて日本の石油精製の連産品として出るところのＬＰＧガスもそれに合わせ

スはこれだけの価格であるとして、よって液化ガスはこの程度だと、こういう形で価格がきめられるものなのか。LPGというのは大体それを基準にして価格というものはきまつてきておるのか。この価格の推移は、これは需給の関係によつてきまつてくるであろうことはわれわれ想像できるんであります。もともとこの価格というのは一体どういう形できまつてきたものでしょうか。

でございまして、石油製品の価格体系という問題があるわけでございますが、これが合理的な価格体系は何かということは、いろいろ考えてみても、連産品という関係で非常に決定しにくいという形になっております。現在、精製業者あるいは

○大矢正君　そうすると、あなたのいまおつしやられた形からいくと、かりに室内保温用のためにLPGを使った場合と、室内保温用にたとえば灯油を使った場合と、まあ一時間当たりでけっこうですし、一日当たりでもけっこうですが、燃焼時間当たりの価格においてどういような差異があると思われませんか。

○大矢正君 私は、なぜそういう質問をするかといひますと、石油の精製過程における連産品としてのLPGというものは、極端な表現をすれば、これ

しうけれども、かりにIFガスというものがあつても、価格の安い水準であるといえますれば、やはりそこに需要というものがふえてまいると思ひますね。ところが結局LPガスというのは、旧法で言う都市ガスよりも価格が高いと、もちろん熱量の差異がありますが、そういうものを全部計算をし直してやってみても、結局はLPGのほうが高くつくというのは、先ほど来議論のあるところですね。したがって私は、結局のところ通産省、

○政府委員(本田早苗君) 御指摘のとおりだと思ひます。そうしてその意味で、従来昭和三十八、九年ごろにかなり高騰いたしまして問題が起つたこともございます。その理由は、国内の連産品として供給に弾力性がなかった。LPGの供給の状況に対して、輸入につきましてもある単価の関係その他から輸入量にも限定があるということと、季節的な需要増で、夏と冬とは三、四割の差

存じます。そこで、現在われわれのほうといたしましては、石油の五カ年間の需給計画をつくる際に、LPGの需要につきましても需要想定をいた

して年間の価格の変動をなるべく調整のできるようにしたい。さらに不足するものについてはスポーツ輸入をする。長期的にはタンカーの建造を進めるということで、供給のサイドにおきまして需要の増勢に應ずると同時に、季節的な需給差を調節するという形にしたいと存じまして、それに伴ってできるだけ価格の安定をはかつてまいりたいし、さらに御指摘のようなだけ安供給できるような体制というものを持ちたいと

を加えたものであること。」ということがあります。そこで「適正な原価」、「適正な利潤」ということは、社会的な常識からもある程度理解をされる面もありますし、また従来いろいろな他の産業、企業等の議論もいたしておりますから意味もわかるのでありますが、「能率的な経営の下に」というのは何かあるのですか。能率的な経営というのは実体的には何かあるのですか。これが単なる

○政府委員(馬場一也君)「能率的な経営の下における」と書いてございますのは、決して単なる形容詞ではございませんで、適正な原価というものの

を計算いたしますときに、たとえば材料費、原料費もそうありますが、同時に製造の直接の人工費なり、あるいは販売のための人件費なり、そういう費用がたかさんあるわけでございますが、これはできるだけその企業を合理化をいたしまして、製造面でも販売面でもそういう合理的な経営というものを考えたときに想定される、たとえば人件費あるいは原材料の購入につきましてもできるだけ合理的な経営を想定しました上での原材料の入手価格というようなことで料金を考え、原価を考へる、こういう趣旨でございます。

○大矢正君 時間もだいぶ過ぎましたので、この程度でやめたいと思いますが、ただ最後に、この法律が可決されるわけでありまして、その前に、希望意見を申し上げたいと思うわけであります。それは、やはりこの法律を契機として、政府が特に公益事業に指定をして、行政面からの介入をいたしておられますこの種のガス事業については、政府自身が明確な方針というものをお持ちにならないと、むしろ業界の秩序が維持できないということになりかねないわけであります。そういう意味においては、ひとつ、きちっとガス事業全般にわたっての考えを持ってもらいたいと思ひます。そして、そういうものの中に、先ほど来申し上げております供給区域の問題等々も入ってまいらと思ひますが、ともあれ、そういう点について留意をいたしたきたいということ、それから、これはもう幾回となく指摘をされてきていることでありますが、また、時間があることでありますれば当然議論すべき内容であります、時間がなければ申しませんが、零細なLPG業者をいかにして保護していくか、あるいは育成をしていくかというところは最も大事なことでありまして、かりそめにもこの法律改正が通過することによって、零細なLPG業者が非常に困難を来たすような事態はぜひ起こさないように、あらゆる角度からのひとつ配慮を特にこの際お願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 公益事業でございます。その中で、行政の一番中心になるべき関心事は、消費者の利便ということ及び消費者の安全ということであると考へます。したがって、そういう意味からは、なるべく都市ガスが早く必要となる所に普及することであると考へますので、これにつきましては長期計画もつくりますし、また、都市ガス業者に対して、先ほどお話しのごさいました供給地域等の点との関連で、一定の年月のうちに供給を担保する、こういう施策をとっていくことが必要であると思ひます。

次に、消費者の観点から申しますと、まあ簡易ガス、それから一本売りということになるのでございまして、今簡易ガスを公益事業の規制の対象にいたしましたわけでございます。なお、それらにつきまして、いわゆるLPGガス系統につきまして保安を十分にしていかなければなりませんことは、先ほどから御指摘のとおりでございます。

次に、零細業者との関係でございますが、これは公益事業でございますから、多少その点のところが一般の産業政策と私は異なってくる点があると思ひます。すなわち、消費者から申せば、なるべく都市ガスの普及が望ましいというところは、なるべくならば一本売りとかあるいは簡易事業とかいうものが都市ガスのほうに移行することが望ましいというところでございまして、一般産業のようには、何とてども零細の業者を残していかなければならぬというところ、場合によりまして消費者の立場というものが一致しない場合がございします。しかし、零細業者に対しては、これは小さながゆえに保安があぶないとか、あるいは供給責任が無責任であるとかいうことは必ずしも申せません。小さくとも十分その責任を果たすというケースはなければなりませんし、また、そうするためにいろいろな助成措置も講じていくべきものと思へます。

なお、何かの事情でそういう零細業者が、大きな都市ガス等々の関係でやめていくというような場合には、補償等々の問題につきまして適正な話し合いが行なわれることを望んでおりますけれども、必要がございすれば調整協議会が介入をするということもこの法律で定めております。そのような考え方で行政をやつてまいりたいと思ひます。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

ガス事業法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上春蔵君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上春蔵君) 次に、機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方は御発言をお願いします。

○林虎雄君 大臣に最初に二、三お伺いをいたしたいと存じます。

この法律案が出たのでありますが、この法律案は、中小企業の振興いわゆる近代化をはかる一環でございますが、中小企業対策というものはずいぶんたくさんございします。中小企業庁で発行いたしました「中小企業施策のあらまし」等を見ましても、種々さまざまな施策がございしますが、これはわが国の中小企業の、産業の中に占める地位というものが、きわめて大きいわけでございしますから当然であります。この「あらまし」を通じて見ますと、全産業の中で中小企業というものは約九九%を占めておる。全事業が四百二十三万個所ありますが、非常に大きな中で九九%を占めておる。出荷額も五〇%、あるいは輸出額は四〇%というように、非常に大きな比重を占めておるの

でございますから、今回のこの法律案の提案をされたのも当然だろうと思ひます。

そこで大臣に——これは大臣にお聞きするのは適當ではないと思ひます。これは総理に承るのが本来だと思ひますが——その中小企業の占める地位、それから中小企業というものが御承知のようにピンからキリまであるわけでございします。中小企業基本法によりますと、資本金あるいは出資額が五千万円以下、従業員が三百名以下、これは鉱工業の場合、それから商業、サービス業等では資本金あるいは出資額が一千万円以下、従業員が五十名以下であります。五千万円以下あるいは三百名以下となりまして、三人も五人も中小企業の範疇に入るわけでございします。非常におびただしい格差があるわけですから、こうしたこの中小企業に対する行政を進めてまいりますためには、もちろん中小企業庁というものがございしますが、むしろこれを独立させて、一つの省として力を入れていく、そういう価値という分量があるのではないかと、このように思ふのでございしますが、大臣にこのことをお聞することもしおかしと思ひますが、しかし実際担当されておられる立場で、行政官庁としてあまりにも中小企業の地位というものが幅が広いだけに、私はむしろ責任ある行政を独立させることが適當ではないかと思ひますが、大臣の考え方というか、感想というものをまず承りたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点につきまして

は、ごく最近同じような御質問に対して総理大臣が答弁をされましたのを私機で聞いておりましたので、その御趣旨に沿って申し上げたいと思いましたが、従来から中小企業庁を省に独立させるべきであるという御意見は、ときどき聞かれておるわけでございますが、政府といたしましては、かりにそういうことを考えますと、現在各業種がいろいろ各省に属しております。建設省、農林省、運輸省あるいは通産省等々にござりますので、それを全部各省の所管から除きまして、新たに一つの省にまとめるということになるわけでございます。それ自身がかなり煩瑣であらうと思われまします。に、実はそれらの中小企業のあり方を、同じ業種の、それより大きな企業との一貫性においてとらえるほうがしばしば便利でありますし、また日本産業全体との統一的な視野のもとに考えて、そうして改善策を講じていくということが、実際問題としては有効であつて、それから中小だけを切り離しまして独立させる結果、かえつて有効な手が打ちにくいと、こういうふうな政府としては従来判断をしておりますので、したがって、ただいまのように中小企業庁で中小企業に関する施策を、経済全体、産業全体との関連のもとに行なうという、これが適当であらうという立場をとっております。

○林虎雄君 確かに中小企業というのを切り離すということになりまうと、一貫性というもののから、はずれてまいりますから問題であらうと思ひますけれども、しかし行政の分野、分量といひますか、非常に多岐にわたる煩瑣でありますだけに、私はむしろ独立したほうがいいのではないかと、こう考へておるわけでありまうが、そうかといつて行政官庁をさらにふやすということについては問題がありますので、実はこの場合には、私は独立した省を設置すべきであるというふうな考へております。それは大臣のお答えでけっこうでございます。

今回のこの法律案でございますが、これによりまうと、この目的は中小企業の設備の近代化をはかることが目的であり、あわせて機械工業の振興

にも資するということになっております。したがつて主目的は中小企業の設備の近代化にあると、そう理解されるようでありまうが、しかし機械工業の振興にも資するといふふうになっております。機械工業といふのは、言うまでもなく大企業から中企業、小企業といひますが、大企業から中企業がござりますから、したがつて、この法律の条文からまいますと、大企業の振興にも資する、そういうふうに解釈ができるわけですが、そのように理解していいのでございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府委員から答弁させていただきます。

○政府委員(赤澤璋一君) この法律では、いま御指摘のように中小企業の設備の近代化と機械工業の振興と、二本の目的をうたつております。実際問題といたしまして、この保険制度を運用してまいりましたが、たとえば全体のこの保険制度に付したした割賦販売によりまして中小企業が購入いたしましたおります合理化機械は年間約一万三千台、三百九十億円程度でございまして、この保険にかつております割賦全体の九七％が中小企業でございまして、そういう意味から、私どもとしてはやはりこの法律のねらつておる中小企業の設備の近代化に非常に役立つおるのではないかと、こういうふうな判断をいたしております。

それから機械工業の面でございますが、この面ももちろんいろいろ保険にかつております機械工業、大中小いろいろございまして、やはりこの保険対象機械をつくつておりますメーカー、その生産額と保険にかけております金額から言ひまうと、約三割がこの制度を利用しておる、こういうことでもございまして、また実際問題としてこれを利用しております数から申しますと、やはり中小メーカーが相当多数ございまして、そういうことから、やはり中小企業設備の近代化、また機械工業の面におきましても中小機械メーカーがこれによつて大きな利便を受けておる、かように判断をいたしております。

○林虎雄君 メーカーの場合、大企業は不利になつてしまふというふうには考へておらないわけでありまう。大企業の振興に資しても一向差しつかないわけですが、ただこの制度が、主としてユーザー側の設備の近代化のために役立つといふことが根本であるといふふうに思ひますが、そう理解していいですか。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいま御説明いたしましたように、ユーザー側の全体の九七％が中小企業でございまして、いま先生御指摘のとおりだと思ひます。

○林虎雄君 この際つまびらかにしておきたいことがございまして、先ほど申し上げたように、中小企業基本法によれば五千万円以下三百名以下がすべて中小企業であります。通産省としてこれを取り扱う場合にピンからキリまであるわけですから、たとえば中小企業の場合、あるいは小企業の場合といふように、いろいろな施策を実施する場合に区別をされて扱つておるかどうか、こういう点ですね。ややもすると中のほうが小のほうよりも、より力がありますから有利といふふうにも考えられ、小のほうが不利とされる、そういうおそれもあるような気がいたしますので、いろいろ国のほうでも施策を進める場合に区別をどの程度でしているか。もし区別があるとすれば、たとえば資本あるいは従業員の数、どの程度以下を小企業といふふうな一応扱いとしておるかという点をお聞きしたい。

あわせて中小企業といつておる、あるいは零細企業などといふことばもよく使われますが、小企業と零細企業といふようなものの区別もされて取り扱つておるかどうか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) お話の中にございましたように、中小企業の規模、経営力、あるいは資金調達力その他につきましていろいろと差があるわけでございます。したがひまして、中小企業施策一般といふふうには言つておられます場合と、特に小規模層あるいはまた零細規模層といふふうな区別をいたしまして施策を運用いたしておる面もあるわけでございます。

一般的に金融制度の問題で中小企業金融公庫が融資いたしております対象、これは中小企業一般でございませうけれども、国民金融公庫の対象になりますと、これはいづれかといへば小規模層以下というのが中心になっておるわけでございます。

それからさらに、たとえば都道府県等と一緒にやつております中小企業設備近代化資金補助制度があるわけでございますが、これは原則といたしまして従業員百人以下の企業に對します資金の補助制度でございまして、

それからまた同じように、国と都道府県でやつております中小企業に對します機械貸与制度といふのがあるわけでございますけれども、これは基本法で言つております、製造業で申し上げますと原則として従業員二十人以下の層を中心にして機械貸与の事業をやつております。

それからたとえば先ほどお話がございました零細規模と申しますか、特に零細層、従業員五人以下といふふうなところにつきましては、実はたとえば信用保証協会によりまして特別保証制度、これは製造業につきましては従業員五人以下といふふうなところにこの特別保証制度を適用いたしまして、担保もなく保証人もなくして信用保証協会が保証するといふ制度を採用いたしているわけでございます。

したがひまして、一般に中小企業対策と言つておりますけれども、それぞれの制度に應じてそれぞれ違った特徴を持つて運用してまいつていのが現状でございまして、

○林虎雄君 大臣はもうけっこうでございます。こまかい質問を申し上げておるわけですが、中小企業対策といふものは、いまお答えのありましたようにさまざまございまして、で、この一番の問題になりますのは、小企業、零細企業といふところであらうと思ひます。これは一般的に見て、御承知のように信用度が非常に低いために、国がせっかく施策をいたしましても、行政の末端にまゐりますと、ややもすれば閑却される、あるいは

恩恵が及ばないのではないかと懸念もあるわけであります。たとえば金融面でこれを見ましても、国の少額融資の制度があつても、実際出先になつてまいりますと、金融はおおむね銀行等の窓口で扱われる。そのために、国の施策があつても、銀行で従来の取引関係あるいは信用調査等の結果として振り落とされて、せっかくの国の親心というものが徹底しない、こういうおそれがあるのではないかと思います。つまり銀行ベースで扱われるために、ここで振り落とされると、こういうおそれがあるのではないかと思います。そういう点について何か調査されたことがありでございますか。

○政府委員(吉光久君) 特に小規模層のそういう金融問題等につきましては、実は経営改善の指導事業等を中心に行なつて行なつてございまして、御承知のとおり全国の商工会あるいは商工会議所等の経営指導員、合わせまして指導員の数だけで五千名以上いるわけでございますけれども、そういう指導員が実はそういう小規模企業層の指導相談にあつて行なつてございまして、状況によりましては、その相談事業の中に金融あつせんというふうなこともあるわけでございます。特に昨年、銀行法が改正されて、相互銀行あるいは信用金庫等が、中小企業専門の金融機関に、はつきりと定義づけられたというふうなことから、いずれかといいますと、中小企業者にとりましては、そういう中小企業専門の民間金融機関を活用している例が多いわけでございますけれども、ただそれでも手の届きません場合には、国民金融公庫のほうにそういう機関からあつせん依頼が出てまいつております。で、自分のお世話をしておる会社だけでも、国民金融公庫のほうで何とかめんどろが見てもらえないかというふうなあつせん事業をやつてございまして、そういうあつせんによりまして国民金融公庫のほうに融資申し込みをされておる企業の方も相当あるやに聞いております。何と申しましてもやはり金融問題が一番こういう小規模の方にとりまして重要な問題

でございます。したがつて、先ほどもお答えの中でちよつと申し上げました全国に五十一ございいます信用保証協会では、特にこういう小規模層細層に對しますところの金融の便宜方につきまして努力をいたしておるところでございます。

○林虎雄君 銀行等の金融機関としては、弱小企業といひますか、そういうものに對してある程度の制限をすることは、これは性格からしてやむを得ないと思ひます。社会事業でもないけれども、たゞた官利事業でありますから、危険負担を避けたいといふのは当然であると思ひます。したがつて中小企業対策、特に小企業対策を進める場合、なかなか金融問題が中心でございますが、その場合に、やはり国のほうがこの小企業、零細企業に對して十分に生産活動ができるように、その事業が適切であるならば、これに對して積極的に国のほうが手を差し伸べていかなければならない。そのためには、お答えになりましたように、各県に信用保証協会等がありまして、かなりの成績をあげておることは私も承知しておりますが、まあ中小企業と言つては、小企業中心ですが、その場合に、国の施策というものが、こういう現在の金融機関の性格から、金融の場合に一つのブレーキがかかるわけでありまして、それをやはり打破する意味で、国の施策をもつと大胆に進めていくことが適切ではないか。これは小企業、零細企業といつても、国の生産に寄与している以上は、それに対してできるだけ活動しやすいような環境をつくるという点について、ただいま相互銀行あるいは信用組合等をその窓口として進めるといふお答えがございましたが、これをもちと積極的に中小企業庁では進めていただくことが必要ではないかと思ひますが、何かさらに今後新しい対策、施策というものを考へておられるかどうか、あわせて承りたいと思ひます。

○政府委員(吉光久君) 御指摘のとおりでございます。特に小規模層につきましては、金融面での配慮ということが非常に重要な要素になつてまいつておると思ひます。したがつて、先ほどお答え申し上げましたように、単純な市中金融機関の機能のほかに、都道府県と一緒になりまして、たとえば中小企業のための設備近代化のための資金補助制度、これは従業員百人以下の事業を中心にしたして行なつてございまして、さらにそれ以下の零細小規模事業層になりますと、自分でどういふ設備が最も自分の工場に合う設備であるかといふことの識別も非常にむづかしい、そういう企業層もあるわけでございます。すので、そういうところにつきましては、主として機械設備の貸与制度によりまして、機械設備等それに合つたものを県のほうで選定いたしましてそれを貸与する、こういう制度をやつておるわけでございます。近代化資金の補助あるいはまた貸与事業によりまして貸与方も、いまま年々拡充を見ておるところでございます。

○林虎雄君 現行制度はかなり成果をあげておるうちに大臣説明では出ておりますが、中小企業の設備の近代化にどの程度寄与しているか、具体的に承りたいと思ひます。

○政府委員(赤澤環一君) 先ほども申し上げましたように、この制度を運用いたしまして、ほぼ十年近くなるわけでございます。その間、保険契約の件数にいたしまして、あるいは付保の金額にいたしまして、逐年これが増加をいたしてきておるわけでございます。こういったような点からいたしまして、御承知のように、いまこの保険制度でもちまして、二十五の機種を指定いたしまして、割賦販売で売られております大部分の機械は、これで網羅をしておるのではないかと考えております。で、全体の付保の件数あるいは企業数も、先ほど申し上げましたように、非常にふえてきておりますが、実際問題として、この制度自身が法律の第一条にございまして、中小企業の機械設備の近代化をねらつていたしておりますので、私どもといたしまして、購入先としては中小企業にできるだけ向くように指導もいたしてきております。そういった結果からでございますが、現在私どもが調査をいたしました結果、購入者の規模からいたしまして、全体の九七％が中小企業者であり、また残りの三％も従業員千人未満という、いわば中堅企業ということになつておるわけでございます。この制度が、いま御指摘のような中小企業の設備の近代化に大きく役割りを果たしておるものと考えております。

○林虎雄君 先ほどもお答えいたしましたように、この保険に付加された割賦販売は、年間一万三千件、金額にして四百億円というところでございまして、この数字は、国で考へておる要近代化の企業に對して、どの程度、何％ぐらい一万三千件というものは当てるのかどうか。つまり、この契約をし、この保険をつけて機械を購入しようという、そうしたユーザーはどのくらいあるのだろうか。それに対して一万三千件というのは、ほぼでけつておりますが、ほぼどの程度になつておるのか、こう

して、先ほどお答え申し上げましたように、単純な市中金融機関の機能のほかに、都道府県と一緒になりまして、たとえば中小企業のための設備近代化のための資金補助制度、これは従業員百人以下の事業を中心にしたして行なつてございまして、さらにそれ以下の零細小規模事業層になりますと、自分でどういふ設備が最も自分の工場に合う設備であるかといふことの識別も非常にむづかしい、そういう企業層もあるわけでございます。すので、そういうところにつきましては、主として機械設備の貸与制度によりまして、機械設備等それに合つたものを県のほうで選定いたしましてそれを貸与する、こういう制度をやつておるわけでございます。近代化資金の補助あるいはまた貸与事業によりまして貸与方も、いまま年々拡充を見ておるところでございます。

いうことをわかつたらひとつ教えてください。

○政府委員(赤澤瑛一君) 中小企業全体としてどの程度の設備近代化のための機械購入をしておるか、またその金額はどのくらいかということにつきます。私は、私どももいまのところ正確な統計を持っておりませんので、申しわけございませんが、お答えをしないかと思ひます。ただ、ほかのいろいろな資料から見えてまいりまして、たとえば先ほど長官から御説明をいたしましたように、中小企業の設備の近代化のための貸付制度、あるいは信用保証制度、こういったものがどの程度と、そういったようなこと等からの比較をとってみますと、私いま申し上げましたように、この一万三千件、約四百億という規模は、相当な規模ではなからうか、こういう感じしております。いまのところ、実は全体の資料を私どもも持っておりませんが、その程度の感じでおるわけでございます。

○林虎雄君 この割賦販売だけが近代化でなくて、いろいろの面がありますから一がいにはいかないと思ひますが、ただこのメーカーとユーザー側との間で希望しても、この保険の対象にならないということになることは、結局メーカー側が保険に加入しておらないということになるかと思ひますが、現行制度がユーザー側の振興にどの程度貢献しているか、その状況を承りたいし、ユーザー側の保険に加入した率といふことが、状況といひますか、その点を承りたいと思ひます。

いゆるる割賦で販売をしておる機械、こういったものの大部分をこれが包摂しておるというふうな理解をいたしております。で、いま申し上げましたような二十五機種、これが保険の対象でございますが、いまの二十五機種の年間の総販売額に對して、総金額はいま申し上げたように四百億でございますから、その比率をとってみますと、大体二割程度がこのいゆるる割賦比率と申します。全体の加入者が完つております総額の中で、この割賦の販売が二割程度、こういうことになっております。したがって、これは残り八割ぐらいいはどうかといひますと、これは残り八割ぐらゐられておる。少なくともこの二十五機種につきまして、割賦で売る場合にはほとんど全部が私どもとしてはこれにかかつておるものと思つております。もちろんこの機械の販売方式、非常に多種多様でございますが、ユーザーのほうもたくさんございまして、これは全部の機械の割賦をカバーしてゐるとは申せませんが、私どもとしてはいま申し上げたようなことで、大体二十五機種というものが、割賦になじんでおると申します。大部分を割賦販売しておる、そういうような機種につきましては、まずこの制度でカバーされておるんじゃないかろうか、こう思つておるわけでございます。

○林虎雄君 この保険契約は、国と製造業者、まあメーカー側がやるわけですが、その保険に加入してゐる製造業者というものは、二十五機種を對象とする業界の何%ぐらいがいま加入しておるわけでございますか。

○政府委員(赤澤瑛一君) 加入者の数、つまりメーカーの数では、実は統計が出ておりませんが、この二十五機種の全体の生産額に對しまして、加入者の販売額はどのくらいかということ、四十三年度の統計で比率をとってみますと、約三割、正確に申しますと二七・六%でございます。と申しますことは、この二十五機種の全体の生産額の中で、この保険に加入をいたしておりますものの販売額が、つまり三割ということと申します。残りの七割は、じやどういふことかと申します

と、これは割賦で販売をしていない金額、また大メーカーでございまして、自家保険と申しますか、この保険に入らなくても割賦販売可能なメーカーもございまして、それから、さらに申せば、資本系列その他の関係がございまして、ややこれに似たような民間の保険もございしますので、そういったことを活用しておるメーカーもあるかと思ひます。全体申し上げまして、いま申したように二十五機種の生産額に對しまして、当該の、私どもこの保険に加入しておりますものの販売額は約三割、こういうことと申します。

○林虎雄君 この保険は、何です、大メーカーも保険契約に加入できるわけですね。

○政府委員(赤澤瑛一君) 御指摘のとおりでございます。で、この点を、ちよつと企業数でもつて比率をとってみました、全体を一〇〇%といたしまして、中小企業の契約者、中小企業のほうの契約者が全体の五四%になっております。もつとも残りの四六%の中で、これは従業員千人未満というものを一応中堅企業というふうに考えますと、これが三%ございまして、したがって、まあ中小企業並びに中堅企業が契約者総数に占める比率は八五%ということになっております。

○林虎雄君 まあ現行制度ができて以来、これをだいたい利用されておることはお聞きしたとおりであります。が、この保険事故はどの程度あったか、あるいは保険事故に對して國のてん補はどの程度されたか。年間といひますか、平均でけつこうですが、状況を承りたい。

○政府委員(赤澤瑛一君) 当保険発足以来、保険金を支払ひました保険事故の件数は約三千五百件、金額にいたしまして約二十八億でございます。で、これはまあ景氣の好不況によりまして、非常に差があるわけでございます。過去の例をとつてみますと、昭和三十九年度から四十一年度まで、いずれも不況のあおりで非常に事故が多、かつまた保険金の支払ひも多くなつております。で、保険金は、この法律にございまして、販売金額に對しまして五〇%保険金を支払ふこと

になつておりますので、事故が起きますと、当該販売金額の五割付保金額を保険金として支払ふと、こういうことになっております。

○林虎雄君 そうすると、いまお答えの三千五百件、二十八億円というのに對して、國の保険金でん補といひますか、保険金が十四億というふうな考へていいわけですね。

○政府委員(赤澤瑛一君) いまの私の答えが不十分であつたかと思ひますが、要するに保険をかけたまま、事故が発生する。事故が発生すると申しますのは、残りの割賦の金額が払えなくなる。保険契約者からいけば受け取れなくなる。その損害が起りました残りの金額の半額を支払うわけでございます。それが合計いたしました二十八億、こういうことと申しますから、この半額ということではございせん。

○林虎雄君 これは保険會計といひますか、特別會計になつてゐるわけですね。こういうふうにてん補していけば國の金が出るわけですが、収支状況、特別會計の収支状況と今後の見通しはどんなような状態でございますか。あわせて昭和四十五年度の予算措置をどのようにとられておるか、おわかりでしたら……。

○政府委員(赤澤瑛一君) ただいま御指摘のように、この保険は特別會計をもつて運用いたしております。で、過去の収支状況をかいつまんで申し上げますと、先ほど申し上げましたように、昭和三十九年度は一億四千二百萬円の赤字、四十年度が一億七千九百萬円の赤字、四十一年度が一億九百萬円の赤字でございましたが、四十二年事業収支が黒字になつてまいりまして、四十二年は一億七千七百萬円の黒字、四十三年は一億五千八百萬円の黒字、四十四年度はまだ最終的に締め切つた数字が出ておりませんが、昨年十二月までの数字でございまして、一億一千八百萬円の黒字といふことと申します。三十六年度にこの特別會計が発足いたしました。以来の累計の収支は、昨年十二月末までで六百萬円の黒字、たいした黒字ではございませんが、ほぼ十年近くやつて

でございます。ただいまのところ、いま御指摘もございましたように経済の状況も逐次変わってきております。そういったことから、最近割賦販売が相当程度増加しているものと思われております。トラックレーンでございますとかあるいはこれは必ずしも生産設備ではございませんが、中小企業の経営の近代化に役立っていると思われ、小型の電子計算機、こういったものにつきましては保険の対象にしてはどうかということで、目下検討を進めております。私どもとしてはいま申し上げましたような観点から、適当なものがあれば前向きにこれは追加をしていくという考え方を持っております。お答えいたします。

○林虎雄君 今度の政令について、ついでに承りたいのでありますが、保険期間というものがありません。五カ月のもの、六カ月のものを二十カ月以内のもの、二十カ月をこえるもの、それぞれ各種によって保険金額というものの、保険料率というものが違っておりますが、おおむね三つに分けてあるわけでありまして、いままで取り扱ってきたものの中、二十カ月をこえるというものはどのくらいあります。そうしてまた割賦の期間というものの最長限というものが、そういうものなのかきめてあります。承りたいと思います。

○政府委員(赤澤一君) いま御質問の中で二十カ月をこえるものがどの程度あるかという御指摘でございますが、その点はちよつといま資料を調べまして、あとでお答えをいたさしていただきたいと思います。

それから最長期間はいまのところ三十六カ月でございます。それをこえるものはございません。

○林虎雄君 輸入機械ですね、輸入機械の場合は対象とするのかどうか。それから中古機械ですね、中古でも設備の近代化に役立つような場合があると思いますが、それが保険に付すことができるかどうか、その点をひとつ。

○政府委員(赤澤一君) この法律の目的からいたしまして、輸入機械につきましては対象といたしておられます。中古機械につきましては、いま

御指摘もございましたように中小企業者の設備の近代化に役立つ面もあると思はれますが、全体としては私どもやはり新鋭機械を備えることがいいことだと思っております。ただ、中古機械の場合につきましても、いま御指摘のような面もございまして、これは私どものほうの、通産大臣の承認を得ればこれを対象とすることができるといふような制度にいたしております。

○林虎雄君 先ほどもちよつと聞きましたが、メーカー側に損害が生じた場合、回収金等を行なった後の金額の五〇%を国が保険をするということであると思はれますが、この回収金制度というのはどのように取り扱っておられるか。これは国がてん補した後に、債権の整理あるいは清算をした後に、メーカーと国が折半してこれは回収するということになるかと思はれますが、この回収について、メーカーの自発的な申告になっておるのであるか。あるいはこの回収の把握をどういうふうにするか。あるいはこの回収の把握をどういうふうにするか。あるいはこの回収の把握をどういうふうにするか。

○政府委員(赤澤一君) 手続の実際面でございますので、簡単に御説明をいたしますが、この制度でございます。まず保険事故が起こる、そこで割賦の代金が弁済できないということ、いわば損害額が決定をいたしました。その損害を受けました事故額の半額が保険の対象になっておりますので、通例の場合にはその半額を支払うわけでございます。ところが回収金制度と申しますのは、通例の場合、割賦で機械を売りますと、その所有権はまだメーカーのほうに留保しているのが通例でございます。その中で、メーカーといましては、当該機械を引き揚げるわけでございます。引き揚げますと、その機械がやはり中古品として他にまた転売をされるというのが通常のケースでございます。その中で、それが転売をいたしますと、その転売をいたしまして得た金額の半額は国に納付をしてもらい、こういう仕組みになっておるわけでございます。これを回収金というふうに呼んでおるわけでございます。

そこで、この回収金制度は、いま申し上げましたようにいわば割賦で売った機械を途中で引き揚げまして転売をしたその金額の半額が国に返る、半額がいわばメーカーのふところに入るわけでございます。そういったことから、メーカーといいたしましても、当然最もいい時期に最もいい販売価格でもって、引き揚げました機械を転売をするというところになるわけでございます。この点ももちろん機械の販売の商取引としてメーカーの自由にかまけております。従来までこういったような回収が行なわれた際には、メーカーから私どものほうに報告があるわけでございます。それに基いてやつておりますが、たとえば、こういった回収金に関する報告義務を怠っておるかどうかが、こういった点につきましては、保険事故が起きたまじして保険金を支払いますと、当該メーカーにつきまじしては私どものほうで定期的に実地調査を適宜行なっております。そうして帳簿等を見ますと当該機械が売れたかどうかわかるわけでございます。現在までのところ、そういった保険金を支払いましたメーカーについて調査をいたしておりますが、故意による報告漏れといったような悪質なものは、現在まで一件も出ていないというのが実情でございます。

○林虎雄君 今度の改正案の要点は、先ほども承ったように購入資金の借り入れ保証契約という、いわゆるローン、銀行ローンだと思はれます。こういうローンを新しく法律で定めた場合に、保険契約といいますが、従来の実績から見ると、今後どの程度伸びるというふうにお考えになっておるか、見直し等があったら承りたいと思います。

○政府委員(赤澤一君) ローン販売と申しますか、ビジネスローンという制度が近年非常に活発になってまいっております。これは、これは御承知のように最初は耐久消費財、特に営業用の電化製品といったものを中心にメーカー、銀行間で行なわれたのでございます。これが逐年増加をしてまいりまして、近年におきましては、私どもの対象といたしておりますような、いわゆる設備機械につきましてもローン制度で販売が行なわれる

ということになってまいりましたわけでございます。こういった点から、私どももいたしましては、いわゆるローン販売というものが、従来の割賦販売の一変形と申しますか、一つの形態である。内容的にも信用販売という点で同じであり、メーカーが負うリスクも同様である、こういった点に着目をしてまいりまして、今回の法改正をお願いいたしました次第でございます。この規模がどのくらいになるかということもございしますが、まだ、まだ各メーカーからの聞き取りのサンプル調査をした結果でございます。正確ではないと思はれますが、大体保険金額といたしまして五十億円程度が四十五年度としてローン保険の対象になるのではないかと。こういう一応の想定をいたしております。

○林虎雄君 このローンによつてさらにこの制度は拡大すると思はれますが、ただ、いままではメーカーと国との間の保険契約でよかったのが、今度は銀行、金融機関がこに入ってくるわけですから、金融機関がこの制度に対してよく理解されない、このローンが活用できないのではないか。まあ、従来銀行などは当該メーカーの規模が小さい場合、あるいは信用度の低い場合には、ローンに対してはなかなかうんと言わなかったのではないかと。今度の制度は、メーカーに信用度が低くても、結局メーカーが機械を入れて、その金を銀行から借りても、その保証をメーカー側がするわけですね。さらにその保険を国が五〇%持つということになると、銀行のほうでもまあある程度安心してこの契約ができると思はれますが、この趣旨が徹底しないと、ややもするとこの点が金融機関側に不十分だと成果があらならないような気がいたしますが、その点はどうでございますか。

○政府委員(赤澤一君) ローン保険を実施いたしますに際しまして、私どもどの程度このローン保険契約をしたいかと、そういう希望者がどの程度あるかということで、昨年の七月にこのローン保険を実施したとすれば申し込みをいたしますかというふうな、制度の内容を説明いたしまして、アンケート調査等をいたしたのでございま

す。そういった点からいたしてみますと、やはりこのローン保険を、こういった保険制度ができれば銀行との間で基本契約ができ、そしてローン販売というものをやりたいと、あるいはやれるであらうというようなものが中小メーカーといったしまして相当多数出てきております。私どもの調査でございますと、中小企業と思われるという調査でございます。いわゆる中小企業というものの希望が約五七五%ありまして、さらに中堅企業まで入れますと七五%余りがこのローン保険に加入をして、そしてローン販売をやりたいという希望に相違なくなっております。もちろんいま御指摘のように、このローン販売自身が、銀行といものが一枚加わりまして、メーカーと銀行の間でいわゆるビジネスローン基本契約なるものを結ばなければなりませんので、こういった点等につきましても、昨年の改正を研究いたします際にも銀行協会の関係者等にもお集まりを願って、十分御説明もし、また御意見も聞いております。そういった点からも、銀行側もぜひこの制度ができることが望ましいということで、積極的な賛成、支持も得たのでございます。今回の法案が成立をいたしましたのにおきましては、もちろん銀行、メーカー、あるいは中小企業のユーザー等を含めまして、今回の改正法案の趣旨を十分周知徹底いたしますように、なお一そう努力をしてまいるのでございます。

○林虎雄君 ちよつとこまかいことで恐縮で、おわかりかどうか知りませんが、従来のメーカーがユーザーに契約したのを売った、その場合、当然に月賦でありますから利息の計算をするわけですね。利息が加算されて機械の全体の支払い額になるわけですが、新たに銀行ローンを利用するようになりますと、銀行の利息というものは大体きまつておりますが、それとの比較というものは、一体どう考えたらよろしいか、つまり銀行のローンを利用したほうがユーザー側は利息の計算で利益なのか、まあ多少利益になるような気がするわけですが、その点、何か計算されたこととおあり

どうか承りたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) 割賦販売等につきましては、機種により、また相手方により、期間により、いろいろの差異がございまして、私どもで調べて見ますと大体二銭四厘から高いものは三銭一日歩計算でございまして、そういったものが多いようでございます。現在ビジネスローンと称せられるものは、銀行がどのくらいの金利でやっているかということについて、これも全部調査してございまして、まだ制度自身がございせんので、悉皆調査いたしておりますが、いわゆるアドオン五%というようなものが基準になっているようでございます。私どもが調べましたところでは、大体二銭三厘から二銭四厘というところのようになり、承知をいたしております。したがって、従来の割賦の金利から申しますと、どちらかといえばそれよりも安いほうの部に属している、こういうことではないかと考えております。

○林虎雄君 もう時間がきたのであと一つだけで終わりにいたします。

この制度は、国の制度として中小企業に非常に貢献しているというところはよくわかるわけでありますが、さらにこれを拡大して、先ほどの保険会社からいけば、むしろ最近高利になっているというところでありまして、かなりもっとメーカーなりユーザーなりに有利のこの保険制度を前進せしめることが必要ではないか、あるいは可能ではないか、過去の実績からいまして、したがって、現在事故のあった場合には五〇%でん補することになっておりますが、これをさらにパーセンテージを上げることによって利用率も高まり、また業界にそれぞれ寄与することも大きくなると思ひますが、そのでん補率を、保険金といひますか、保険率といひますか、この五〇%をさらに引き上げたいことを検討されてみたことございひますか。今後の考え方として一応承っておきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいま御指摘のでん補率五〇%を今後引き上げるつもりがあるか、こういう御指摘でございひます。御承知のように法律上は第六条でいひわば保険金計そのものが収支が均衡するといひたてまえをとっております。これはまあ保険制度そのものの性質からくるわけでございますが、そういった収支均衡の原則をとっております。そういったことから、このでん補率と保険料率というものが相互にからみ合つておるわけでございます。先ほど事故に關する御質問並びに収支に關する御質問がございひました際にお答え申し上げましたように、過去三十六年以内の事業収支の累計は、いまのところとまあほとんどぐらゐの感じというところでございますので、大ざっぱに見ると景氣の変動等が途中にございひましたが、まずこのでん補率、保険料率というものが、ある程度バランスがとれておるのではないだろうか、かように考えております。もちろんでん補率を引き上げること自身が、いま御指摘のよう

にこの制度をさらに利用しやすくなり、また、それがひいては中小企業者の機械設備の近代化に積極的に資していくという面は、私どもは十分承知をいたしております。ただ保険という制度からいひますと、この法律のたてまえからいひましたし、もう長期にわたつてある程度黒字が累積をしていくというやうな時期がまいりますれば、その際、私どもはあらためてでん補率あるいは保険料率、両面からの検討をしてみたい。ちよつとまだこゝろ、二年の黒字ということ、にわかにでん補率なり保険料率なりを動かすというふうにはなかなかまいりたくと思ひます。ただ御指摘のやうな点、私ども十分承知をいたしておりますので、そういった時代がまいりますれば、この点につきましては積極的な検討を加える所存でございひます。なお、先ほど御指摘のありました点で、私、資料等について御質問に應じられなかつた面がございひますので、担当の課長から簡単に資料につきまして御説明をさせていただきます。

○説明員(海老原武邦君) 先ほど先生から御質問のございひました、現在割賦販売で二十カ月以上のものがどの程度あるかという御質問がございひました。手元に通産省の調査統計部でかなり網羅的に調査した割賦販売についての資料がございひます。調査対象時期がちよつと古いのでございひますが、これは統計の關係で四十二年十月から四十四年九月までのその一年間でございひますが、まず三十六カ月以内の割賦販売設備機械についてどの程度か、それが全体の割賦販売の九三・七%を占めておる。それからさらに短くいたしました七六・〇%。ちよつと二十カ月のところで切れた統計がございひませんが、大体そんなふうな感じでございます。これは当保險に付保した割賦販売の統計ではございひませんが、保險をした割賦販売につきましても感じは大体同じやうなものでございひます。

○委員長(村上春藏君) 本法案についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村上春藏君) 速記を起こして。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時二十五分散會

四月二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、電気工事の業務の適正化に關する法律案(衆)

第四号中正誤	第五号中正誤
第三段 行 誤	第三段 行 誤
九 三 四 現象と	九 三 四 現象と
六 四 四 開えて	六 四 四 開えて
第五号中正誤	第五号中正誤
第三段 行 誤	第三段 行 誤
八 一 五 かくくな	八 一 五 かくくな
ル 四 三 員目	ル 四 三 員目
〃 〃 末 愛諾	〃 〃 末 愛諾
	受諾